

28茅市相第15号
平成28年8月23日

松浪地区まちから協議会
会長 植松 伸擴 様

茅ヶ崎市長 服 部 信



市民集会における質問事項について（回答）

処暑の候、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、市政推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。御要望のありました標記の件につきまして、次のとおり回答いたします。

【防災対策分野】

1. 災害防止のための電柱対策と取組みの方向について（浜竹一丁目自治会）

（1）「無電柱化」への取り組みについて

地震、台風などで電柱が倒れると、道がふさがれ、また電線が垂れ下がり、緊急車両の通行ができなくなる。当然、住民の避難にも支障をきたすことになる。こうした防災面からも無電柱化が押し進められており、茅ヶ崎市においても幹線道路の「無電柱化」が実施されているが、今後の対策についてお聞かせください。

（担当：道路管理課）

無電柱化事業は、茅ヶ崎駅を中心とした南北4路線と大規模な建て替えを実施している浜見平団地内の左富士通りの計5路線、延長約2,400メートルが整備済みとなっております。

また、浜見平団地の区域内の鉄砲道と（仮称）柳島スポーツ公園の整備に伴う柳島通りより西側の鉄砲道の1路線2区間、延長約1,300メートルにつきましては、現在、地中線化の整備を進めております。

今後の取組につきましては、平成27年3月に「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（電線類地中化計画）」を策定し整備の優先順位を設定しており、その条件としては、歩行者が多い商業施設周辺にある路線、景観性を向上させるべき地区・路線、防災機能を向上すべき路線等の観点から対象路線の選定を行い、計画を第Ⅰ期からⅢ期に区分しております。第Ⅰ期につきましては3路線4区間、延長約210メートルを計画しております。

（2）「道路幅拡張のセットバックと電柱の移動対策」について

「無電柱化」と同様に災害時の減災対策の一環として、新築はもとより既存家屋の増築、坪の改

築においても道路幅拡張のためセットバックが実施されている。ただ、道路幅は拡張されたが、旧道路幅に沿って電柱はそのままあるため、普段でも通行に支障がある。

また、セットバックのあるなしにかかわらず、電柱が通行の支障になっている箇所がかなりあり、この電柱の移動だけでも通行しやすくなる。ただ、これは行政だけで出来る事ではないため、

①東電、NTTなどと電柱について話し合いは行われているのか。

②セットバックをする際に、電柱の位置についても考慮した対策をしているのか。

(担当：道路管理課)

セットバックの有無に係らず電柱の新設、移設の際の設置位置につきましては、民地内に建柱するよう電柱管理者へ依頼しております。

狭あい道路整備事業によるセットバックの申請が提出された際には、市から地権者の方への説明の中で電柱移設のお願いをしております。

また、電柱管理者に対しても電柱の移設依頼をしており、移設先については原則として民地内への移設を依頼しておりますが、地権者の御承諾が得られず、やむを得ず道路内に移設や存置する場合もございます。

今後も、地権者の皆様より御理解と御協力を得られるよう努めてまいります。

③防災対策の面から、道路の閉塞率と同時に電柱による通行不能になる可能性のある箇所を点検しておく必要はないか。

(担当：都市政策課、道路管理課、建築指導課)

本市では地震に対する危険性を把握し、災害に強い都市づくりを推進することを目的として、平成20年度に地震による地域危険度測定調査を実施いたしました。その中で、緊急輸送路等の沿道建物の倒壊による道路閉塞の危険性（道路閉塞確率）の測定を行うとともに、平成25年度には最新の沿道建物データを用いて平成20年度測定結果の検証を行いましたが、道路閉塞確率の変化は見られませんでした。なお道路閉塞確率は、沿道建物の構造や道路幅を入力データとし測定を行っているため、電柱による閉塞については考慮されておりません。

また、電柱管理者からは、日常点検により電柱の損傷の有無等の確認を行っていると伺っております。

一方で、阪神・淡路大震災では多くの電柱が倒壊しており、その被害の8割は隣接家屋などの倒壊によるものと内閣府により報告されています。

このことから、住宅その他建築物の耐震化を推進することが倒壊した電柱や建築物による道路閉塞の防止にもつながると考えられることから、「茅ヶ崎市耐震改修促進計画」を平成19年度に策定し、住宅その他建築物の耐震化に係る周知・啓発や補助金の交付等を実施しております。

2. 移動式ホース格納箱の適正配置について（浜竹一丁目自治会）

(1) 浜竹一丁目には、移動式ホース格納箱が6カ所に設置されているが、さらに設置の希望がある。ただ、市としては、過去3年間（25年～27年度）において予定の500ケースの設置が完

了しているため、新たな設置は無理のようだが、今後の設置予定はないのか。また、500ケースで茅ヶ崎市をカバーできることが検証されているのか。

(担当：防災対策課)

移動式ホース格納箱設置事業につきましては、当初からスピード感を持って設置する事業として3年間という期間で、木造密集地域内にある消火栓からおおむね150メートル以内に設置することを目標に、地域の皆様に設置場所の選定の御協力をいただきながら、502台を設置いたしました。

設置場所につきましては、必ずしも適地の近くに設置場所が見つかる場合ばかりではないため、設置場所により使用できる消火栓の数が左右されます。

502台という設置台数は、木造密集地域内の消火栓およそ1,500基を対象に、移動式ホース格納箱1台に対して平均的に消火栓3基を割り当てることでおおむねの木造密集地域内の消火栓を充足することを目標に設定したものでございます。

浜竹1丁目につきましては、近隣の浜竹2丁目や出口町の移動式ホース格納箱も勘査すると、すべての町内の消火栓が充足されている状況となっております。隣接する町内同士の設置場所と本体固定用の南京錠の暗証番号を共有することで、使用できる移動式ホース格納箱が増え、消火率の向上が図られるものと考えております。

(2) 消火栓設置場所について、ホースの長さ80m直径の範囲からみると、現消火栓設置場所では空白区域が2カ所あるため、消防署防災対策課に消火栓新設を依頼。28年度内の設置予定になっているが、すでにスケジュール化されているのか。

(担当：警防救命課)

市内の消防水利の配置につきましては、国の示す消防水利の基準により消火栓及び防火水槽の整備を行っております。国の基準では、市街地域で140メートル四方に1か所以上となっており、移動式ホース格納箱に収納されているホース80メートルとは一致しないため、空白地域が発生することとなります。

松浪地区における新設消火栓の設置状況は、平成26年度に汐見台地内に1基、平成27年度には浜竹一丁目地内に1基を設置いたしました。これにより、御要望の空白区域2か所のうち1か所については解消されており、今後も残りの1か所を含め、クラスター地域を中心に消防活動に有効な適地を調査し、消防水利の設置を進めてまいります。

なお、平成28年度には、中海岸地区及び東海岸南地区にそれぞれ1基整備する予定でございます。

(3)「移動式ホース格納箱」の延焼防止対策の効果に対して懐疑的な意見があるため、それらに対する見解を知りたい。

①何故、災害時にしか使用できないのか。平常時の火災についても使用できれば住民の関心、認識度が強くなり、訓練にも真剣になる筈である。

(担当：警防救命課)

平常時に発生した火災につきましては、国の告示である「消防力の整備指針」に基づき分散配置している消防各署所の消防隊や各地区の消防団が、速やかに対応する体制が整っております。そのため、各自治会に設置しております移動式ホース格納箱は、御質問のとおり大震災時に発生した火災に使用していただくことを想定しております。

②災害時の使用にしても、災害発生後に生活用水確保のため、30分ほどしか上水道は使えないといわれている。我々住民がまずは家族の安全を確認、それからチームを組んでホース格納箱を移動させて放水するまでには、優に30分はかかると思われる。そのため、現実には効果的に使用できないのではないという疑念が出ている。

(担当：防災対策課)

御意見いただきましたとおり、本市にございます配水池につきましては、250ガル（ガル＝相当加速度。震度6は250～400ガル）の地震を観測すると、その30分後に自動的に緊急遮断弁が閉じる仕様になっております。また、30分を経過しなくとも各配水池の容量が確保水量を下回ると、自動的に配水が遮断され、配水池に残った水はその時点で飲料水として確保されることとなる旨を、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所に確認しております。

こうした状況は本市に限ったものではございませんが、移動式ホース格納箱を使用した延焼阻止活動につきましても時間的な制約がある中での取組であることは否めず、その上で出来る限りの対応を地域の皆様とともにやっていかなければならないと考えております。

初期消火活動や延焼阻止活動につきましては、時間との勝負となります。建物内では天井に火が届く前の出火から2分から5分以内が初期消火の効果が得られる段階であり、延焼阻止のタイミングは、火元の建物から隣の家に延焼する前の10から15分が放水開始の目標となります。

延焼阻止のためにはできるだけ早い段階での放水開始を目標に、木造密集地域内にある消火栓からおおむね150メートル以内に移動式ホース格納箱を設置できるように、地域に設置場所の選定について御協力をいただいてまいりました。

限られた時間の中で活動するためには、出火元の当事者や火災に気づいた近隣の住民が周辺の人々に火災を知らせながら即座に協力して活動しなければなりません。

そのためには、市民一人一人が活動に協力できるよう、自宅の最寄りの移動式ホース格納箱と消火栓の場所を把握し、地道な啓発活動と繰り返しの取扱訓練が重要と考えております。

③「移動式ホース格納箱」は、消火でなくクラスター対策の延焼防止のための放水としているが、この認識も徹底していない。

(担当：防災対策課)

放水する時点での火災の状況により消火できる可能性もございますが、火災の進展の段階を考えると、火災に気づき、移動式ホース格納箱を設置し放水する頃には、ほぼ1棟が炎上している状況が想定され、移動式ホース格納箱のホース1本からの放水では火元建物の消火は困難な状況にある

と考えられます。そうしたことから、市民の皆様による移動式ホース格納箱を使用した活動の主たる目的は、延焼阻止活動であると考えております。

また、このことにつきましては、市民まなび講座や自主防災組織を対象とした研修会、防災リーダー養成研修等でも引き続き周知を図ってまいります。

④クラスター対策の第一段階は、まずは火を出さないための初期消火である。これが徹底出来れば大火災にはならぬにすむ。そのためには、全世帯に消火器を1台づつ設置した方が、クラスター対策として効果があるよう思うが、検討の余地はないのか。

(担当：防災対策課)

地震火災対策の「①出火予防」「②初期消火」「③延焼阻止」の取組は、優先度がございます。

まずは①のいかに出火しないかを念頭に、自主防災組織が主体となって感震ブレーカーの設置活動を推進するなど、地域全体で足並みを揃えて出火防止に備えることが重要であると考えております。

次に、②の初期消火としての消火器の普及は、大変有効であると考えております。火災発生から早い段階であればあるほど、消火の成功率は高くなります。木造密集地域に住む以上は、消火器は一家に1本必需品であるという啓発も有効であり、誰もがすぐに消火できる備えが必須であると考えております。

最後に、初期消火できなかった火災に対しては、③の延焼阻止活動としての移動式ホース格納箱の設置、活用が挙げられます。

優先順位の高い取組から、重点的に取り組んでいただくことが重要であり、いずれの取組においても共通して言えることは、まずは市民一人一人が、火災の危険性を正しく理解し、取組の必要性を認識することが重要であると考えております。

市といたしましても、市民一人一人が火災の危険性を正しく理解し、自助として備えるためにも、また自主防災組織の啓発普及活動を的確に支援できるよう、対策を検討してまいります。

3. 感震ブレーカーアダプターの普及について（浜竹一丁目自治会）

浜竹一丁目自治会では、災害発生時の通電火災の恐ろしさ及び大規模なクラスターの渦中に、自分たちの家があると言う事を防災研修会の出前授業などを通して一般住民の方々に広報してきました。

その結果、浜竹一丁目自治会は感震のブレーカーアダプターの有効性を認識し、平成27年度の事業として市の都市政策課と協働して感震ブレーカーアダプターの提供を受け、昨年9月より数回の取り付けのための講習会を開催するとともに、防災リーダーを中心に取り付けの確認と援助の作業を続けてきました。そして平成27年度末で約7割、その後も継続して取り付けの援助を続け、平成27年7月現在で約9割の自治会員宅に取り付ける事が出来ました。最近の分電盤には蓋を付ける傾向にあり、本体にリモート・デ・ヤモリ（補助器具）を使用して取り付けるケースも増えてきています。

浜竹一丁目を含む巨大なクラスターは松浪地区の約半分を網羅しており、市の方針として巨大クラスター地域への感震ブレーカーアダプターの普及をどの様に進めていかれるお積りか？を質問します。

なお、私共の経験から通電火災に関する知識の普及、感震ブレーカーアダプターの有効性と働きなどについて、時間を掛けたPRが必要であり、補助金を出して事業を進めるにしても、市で一括購入して低価格で提供し、取り付けを援助する組織を自治会などに作るなどの援助、指導をして、地域住民に自己防衛の意識を醸成することも大切と思います。

また、通電火災防止の方策の一つとして、これからも新築の家が増えると思いますが、新築の大半が蓋付き分電盤のため、新たな分電盤設置について、感震ブレーカーアダプター内蔵の分電盤設置を行政指導、あるいは義務化することは出来ないのでしょうか。

(担当：都市政策課、防災対策課、予防課、建築指導課)

本市では、木造住宅が密集する地域での大地震による延焼火災を未然に防ぐために感震ブレーカーの有効性に着目し、補助制度等の創設について検討することを目的に、平成27年度に市内で大きなクラスターが近接する南湖地区、松浪地区、浜須賀地区、海岸地区、湘南地区、茅ヶ崎地区（JR東海道本線より南側）をモデルとして「防災まちぢから応援ツール」の一つとして感震ブレーカー設置の検証を実施いたしました。

平成27年度の検証の結果、本来自ら火災を起こさないという自助の取組である感震ブレーカーの設置を自治会や自主防災組織等が主導して行うことにより、面的に速やかに普及させることが可能であることが分かりました。また、多種多様な分電盤への設置サポートや、地域のコミュニティ構築の助けにもなり、更なる効果として検証されたところでございます。

現在、平成28年度内を目指して、市民の皆様に活用していただきやすい感震ブレーカーの設置に係る補助金制度の在り方について検討しているところです。今後の感震ブレーカーの普及におきましては、地域の取組として現在検討中の補助金制度を活用していただくとともに、自主防災組織や防災リーダーを対象とした研修会における周知や、地域の防災意識を高めるための防災都市づくりワークショップ、イベントや高齢者世帯の防火訪問を活用した火災予防普及啓発活動等、庁内横断的に感震ブレーカーの普及啓発方法を検討してまいります。

感震機能付住宅用分電盤につきましては、電気設備の設計、施工等に適用される民間規定である内線規程において、設置することを推奨事項と位置づけられたことから、一定の普及効果が期待されるものと考えています。また、住宅新築時の建築に係る届出受領書返却時に、感震機能付住宅用分電盤の設置について周知を行っておりますが、行政指導や義務化については、今後の普及・啓発活動の進展や機器の開発状況、国の方針等を見定めながら検討してまいります。

4. 地震災害時の給水計画と防災井戸の整備について（浜竹一丁目自治会）

これまでの大震災では、いずれの地域でも深刻な「水不足」になっている。この「水不足」を補えるのが地下水（井戸水）である。

各自治会でも、井戸の所在についてはある程度把握をしているが、震災時に飲料用水なり、生活

用水として使用できるのかどうか、現状では判断できない状態である。そのため、災害時の飲料用水、生活用水、いずれかに使用が可能なのかを認定する防災井戸制度（指定基準）を作る必要はないか。すでに防災井戸制度がある地域もあると聞いている。

また、平常時から定期的な水質検査なり使用状況などをチェックする必要があるが、こうした維持管理体制を作る必要はないか。

それに、井戸は常に使用をしていないと、一定の水質を維持できないといわれている。防災井戸に指定した場合には、維持管理のための補償も必要になると、井戸によっては「浄水機器」、「ろ過装置」など水質向上に使用できる機器が必要になるため、その補助も必要になる。

いずれにしても、茅ヶ崎市の地域防災計画において「給水計画」の位置づけはどうなっているのか。また、水に関する危機管理対策についてもお聞かせいただきたい。

（担当：防災対策課）

防災井戸に関する近隣市の対応状況といたしましては、災害により水道が長期的に断水状態になった場合に備え、市内に存する井戸を防災井戸として指定することになっております。指定を受けた防災井戸の所有者等に対して、当該井戸に係る揚水用のポンプ（手動式のものに限る。）の新規設置、取り替え又は修繕に要する費用の一部補助（費用の2分の1以内とし、50,000円を上限とする。）するとしています。

本市の現状といたしましては、自主防災組織を対象とした防災資機材の整備に係る費用に対する補助金交付制度の中で、井戸掘削にかかる費用及び掘削時の水質検査に係る費用（いずれも新規のみ）のほか、ろ過装置等も補助対象（事業に必要な経費の2分の1以内で、予算の範囲内において市長が定める額。ただし、1組織に対する限度額は、300,000円とする）しております。

また、災害に備え、水や食料につきましては、まずは自己備蓄の取組を推進いただきますよう、普及、啓発を図っております。

そうした上で、市では、災害発生時に飲料水を得られない方々に対して、1人1日およそ3リットルを目安に応急給水を行うこととする飲料水の給水方針を、「茅ヶ崎市地域防災計画」に定めております。この給水方針に基づき、飲料水の供給活動の一つとして、公立小中学校などに設置が想定される応急給水拠点による応急給水活動を行うこととしております。

飲料水の調達につきましては、市内9か所にある飲料水兼用貯水槽（100トン水槽）、小中学校等に設置されている耐震性プールの水の活用を図るとともに、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達を迅速に行うこととしております。

このうち、市は神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所と地震等災害時における応急給水の協力に関する確認書を取り交わしており、市が所有する給水タンクを公用車に車載し、茅ヶ崎水道営業所の協力のもと、取水場所となる配水池から飲料水を確保し、あらかじめ定めた応急給水拠点にて市民の皆様に対し給水を行うこととしております。また、飲料水の輸送に関する協定を結んでいただいている民間事業者に給水活動に御協力いただけることとなっております。

5. クラスターとミニ開発について（浜竹一丁目自治会）

当地区で、クラスターという言葉を教えられて何年経過したかお分かりですか。今ではクラスターという言葉は多くの人に知られています。しかし、相変わらず肩を寄せ合うような開発（ミニ開発）が、いま浜竹一丁目地域内で見られます。この状態で地震や火事が起きたとき延焼などの心配はないと考えるのでしょうか。法的に問題のない開発であるという答えがかえってきそうですが、法的に問題がなければいいのでしょうか？法的に問題がなければ何をしても許されるというようなことは、つい先日テレビで幾度も耳にした言葉です。

安全・安心な街づくりは出来るのでしょうか。市は本気で安心・安全な街をつくる気があるのか具体的な答えを求めます。

（担当：都市計画課、都市政策課、防災対策課、予防課）

本市では、低層住宅地における敷地細分化を抑制するため、平成24年2月に都市計画法に基づく「建築物の敷地面積の最低限度」を指定いたしました。

このルールを定めることにより、建築物が密集することで生じる日当たりや風通しなどの課題の進行に一定の歯止めをかけ、良好な住環境を保全・形成いたします。

また、これまでに「区域区分」や「用途地域の見直し」に伴って、「防火・準防火地域」の指定区域を拡大してきており、これにより市街地における火災の危険を防ぎ、都市の不燃化と防災性の向上を図るもので、建築物の防火上の構造制限を行うことで災害に強いまちづくりを促進することとしております。

現在、東日本大震災の教訓を活かし、「災害に強いまちづくり」の推進に向けた重点的に取り組む施策の一つとして、低層住宅地における「防火・準防火地域」の指定拡大を検討しているところでございます。このような施策を実施することにより、クラスター内における火災延焼被害の軽減に継続して取り組んでおります。

このほかにも、地区の住民の皆様の御意向を基に、その特性に応じた敷地面積規模などの土地利用や建築のルールを都市計画に定める「地区計画」という手法があります。本市におきましては、市民提案を基に「地区計画」の決定に至った事例もありますので、合意形成が難しい面はありますか、地区の住民の皆様との協働による「地区計画」の導入が進むよう、啓発活動などに取り組んでまいります。

震災時における対策では、「火災を起こさない」取組として感震ブレーカーの有効性に着目し、補助制度等の創設について検討するために、平成27年度に市内で大きなクラスターが近接する南湖地区、松浪地区、浜須賀地区、海岸地区、湘南地区、茅ヶ崎地区（JR東海道本線より南側）をモデルとして「防災まちぢから応援ツール」の一つとして感震ブレーカー設置の検証を実施いたしました。現在、感震ブレーカーの設置に係る補助金制度の在り方について、平成28年度内を目安に検討を進めているところです。

さらに、初期消火の取組として、各御家庭に消火器の設置を勧めるほか、大地震時の火災による延焼を防止するため、市民の皆様による初期消火のための資機材として移動式ホース格納箱を木造住宅密集地域へ設置し、その取扱訓練の実施など、自助・共助の働きの強化に引き続き努めてまいります。

6. 熊本地震の教訓を生かしての取り組みについて（浜竹三丁目自治会）

市役所では熊本と同程度の被害を受けた場合を想定して現在取り組んでいる事がありましたら、具体的に教えて下さい。

（担当：防災対策課）

熊本地震における教訓といたしましては、行政と市民一人一人の備蓄の量の手薄さが挙げられております。九州地方につきましては、例年台風や豪雨による被害が頻発しており、風水害に対する警戒意識や備えが進んでいる状況です。一方、地震に対する警戒意識や備えは比較的薄く、熊本地震の際には想定避難者数を大幅に超える避難者が避難所に殺到し、非常食の備蓄も一時的に不足する状態になりました。また、避難所と行政の情報受伝達が円滑に行われなかつたことにより公的支援が遅れ、避難者自ら避難した学校の校庭に机や椅子を並べ「SOS」の文字を発信し、上空からの映像でその援助要請が把握できたという事例もございました。

市が公的支援を円滑に行うには、市内の被害状況を知ることが重要です。そのためには、自主防災組織の皆様に御協力いただき、それぞれの地区がどのような状況になっているのかをお伝えいただかなければなりません。こうした情報受伝達の仕組みの構築が重要だということは、阪神淡路大震災から学ぶべきものの一つとして引き継がれてきておりましたが、この度の災害により改めてその重要性を認識したところであり、平成28年度に各地区で行われる地区防災訓練では、避難所となる小中学校が地域と市（災害対策本部）を結ぶ地区拠点「災害対策地区防災拠点」であることを意識した訓練を取り入れていただきたいと提案しているところでございます。

また、避難生活を送る上での非常食等の備蓄は、想定されうる事態を踏まえ行政として備えることはもちろんのこと、市民一人一人も7日分以上の食料飲料水及び生活必需物資等を備蓄することが必要であると考えております。

避難生活は、自宅で生活する在宅避難が基本であり、家屋の倒壊により生活できない環境においてやむなく生活する場所が、公立小中学校等の避難所である旨を広く浸透させることで、車中泊や避難所から溢れる避難者を減らし、できるだけストレスの少ない避難生活が送れるようになるものと考えております。熊本地震では、県庁や市役所庁舎などにも一定期間避難生活をしていた住民があり、行政としての業務継続に少なからず影響が出ていた模様です。

行政と地域で避難生活に備える態勢ができるように、本市ではこれまで市民まなび講座等の出前講座や、防災リーダー養成研修会、自主防災組織活動マニュアル作成研修会、消防防災フェア等のイベントやその他研修会等を通して、市民の皆様に対し在宅避難と備蓄の必要性の普及に努めてまいりました。

熊本地震では、車中泊など心身ともに負荷のかかる避難生活を送ることで体調を崩し亡くなられた方も多く、そのような事態を繰り返さないためにも、本市といたしましては在宅避難の重要性と備蓄の必要性をこれまで以上に周知してまいります。

7. 火災クラスター解消対策の具体化と減災数値目標の設定の要望について（浜竹四丁目自治会）

火災クラスター解消対策の具体化を行い、10年、20年、30年後の減災数値目標を設定し、

推進してほしい。市としての県との分担、取組（または取り組まない）方針を聞きたい。松浪地区の災害の脅威の共通認識は、大地震⇒津波⇒群発火災であろう。地震、津波と同時に恐れるのが、県下第一の大火灾クラスターでの火災被害である。

茅ヶ崎市として、パンフレット「震災時、茅ヶ崎市では『火災』が怖いって知っていますか？」の配布や、自主防災会の組織化、避難訓練、防災リーダー講習会などのソフト面、家庭用消火器、火災報知器、関心ブレーカーの各戸での設置推奨、私有地への市が貸与した移動式ホースの設置などのハード面での政策を行っている。

ただ、消火器、感震ブレーカー、移動式ホースだけでは、「出火防止と初期消化力」の向上にはつながっても、火災クラスターそのものの縮減、解消にはつながらず、十分ではない。地震での断水では移動式ホースは対応できない。横浜市のように、「燃焼（延焼）遮断帯とまちの不燃化の推進 - 防災まちづくり施策」が必須である。

想定される地震での現状での消失棟数、焼死者数を推定し、10年、20年、30年後はどこまで減らすのかの減災数値目標を設定し、それを実現する防災まちづくり計画を策定することが重要である。具体的には、燃焼（延焼）遮断帯（地震火災対策重点道路、沿道建物の不燃化）の整備、狭あい道路の拡幅整備、小広場・公園・防火水槽の整備を計画のもとに実施すべきである。地震・津波・火災などの「生きのび方、日ごろの備え」を書いた防災の手引きや、感震ブレーカー、移動式ホースの設置は個人、自治会、防災会で進められるが、防災まちづくり政策は行政が主導し、市民、自治会の協力により可能となる。

寄付・寄贈の推奨、基金の設置なども含め、都市計画、防災、道路、公園などの複数部門横断で政策手段を総動員し、減災数値目標を設定し、火災クラスター解消、縮減の施策を実施して欲しい。市としての県との分担、取組（または取り組まない）方針を聞きたい。昨年も同様の要望・質問をしたがその後の変化の有無も含めて教えていただきたい。

（担当：防災対策課、都市計画課、都市政策課、道路管理課、警防救命課）

「神奈川県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）」（以下、同報告書という。）によりますと、最大の被害が想定される大正型関東地震では、本市の焼失棟数は12,000棟、焼死者は790人と想定されております。

また、同報告書の中で、都心南部直下地震をモデルとして試算結果が示されており、県内の出火件数について、電気を要因とする出火がなければ25パーセントから30パーセント減少、初期消火率の向上が80パーセント図られれば8パーセントから10パーセント、100パーセント図られれば22パーセントから24パーセント減少するとされております。

同じく神奈川県が平成28年3月に策定した「神奈川県地震防災戦略」におきましては、平成28年度から平成36年度までの9年間を計画期間として、神奈川県において最も多い31,550人の死者数が想定されている大正型関東地震を減災目標対象地震とし、重点施策を実行することで「死者数をおおむね半減する」という「減災目標」を掲げております。

大正型関東地震の火災による神奈川県全体の死者数は1,330人と想定されており、火災による死者数を減らすという減災効果に反映する重点施策「建物の防火・不燃化対策」として、「感震

ブレーカー等の設置率を10パーセントにする」という数値目標を立てております。

こうしたことから、感震ブレーカーの設置推進をはじめ、移動式ホース格納箱の設置・取り扱い訓練の実施も、効果的な取組であると考えております。

現在のところ、御指摘のありました本市としての減災数値目標の設定といった予定はございませんが、神奈川県が進める減災目標の達成に向けた施策に同調しながら、被害数の減少のために可能な取組の啓発・普及を進めていくことを含め、更なる防災・減災対策の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、平成20年度および平成25年度に実施しております「地震による地域危険度測定調査報告」より、都市構造に起因する本市の災害時の危険性につきましても判明しております。

御指摘のありました「防災まちづくり計画」の策定につきましても、現在のところ予定はございませんが、まちづくりの基本理念である「ちがさき都市マスタープラン」におきましては、社会経済情勢の変化に対応するため平成26年3月に一部見直しを行い、「東日本大震災の教訓を活かした都市づくりの展開」を見直しの視点の一つとして位置づけ、都市防災の方針の強化を行いました。方針の強化の中では重点的に取り組む施策として、個々の建築物の防火性能を向上し、発災時などの火災延焼被害を抑制することを目的に、「防火・準防火地域の見直しの検討」を新規で位置づけております。

この防火地域及び準防火地域は、都市計画法で地域が定められており、その地域内で建築物を建築する場合、それぞれの地域に規定される延焼拡大の抑止のための仕様を満足する必要があります。

これらの地域指定により火災延焼クラスターを解消することはできませんが、建物から建物へと燃え移る延焼スピードを抑えられることから、避難や延焼する前の消火活動時間の確保の面で効果があり、市街地の防災性向上に寄与するものと考えております。

本市の市街化区域における準防火地域の指定面積の割合は神奈川県内で最も高くなっていますが（防火地域は商業、業務を中心とした市街地中心部に約27ヘクタール、準防火地域は住宅市街地約1,594ヘクタールに指定し市街化区域の約73パーセント）、更に準防火地域を拡大して指定するよう検討を進めているところです。

なお、松浪地区におきましては、大部分が準防火地域に指定済みであり、未指定は建ぺい率50パーセント・容積率100パーセントの第一種低層住居専用地域のみとなっております。

また、防火水槽や消火栓などの消防水利につきましては、国が示す「消防水利の基準」に基づき、整備を進めています。防火水槽につきましては、地域の特性や周辺の水利状況、木造家屋の密集度、さらに、適地となる土地の確保が可能であるかなどを勘案した上で、候補地を選定し整備を進めているところです。現在、市内に公設防火水槽225基、私設防火水槽372基が整備されております。

加えて、狭い道路の拡幅整備につきましては、従前より建築確認が伴う建築工事の際に道路の拡幅整備を実施してきたところですが、平成23年3月11日の東日本大震災以降、避難路としての防災意識が高まり、建築確認の当該地の両隣や周辺の空き地、駐車場、農地などへの自主後退の協力要請にも取り組んでまいりましたが、近年では更に既存建物への物件補償が生じないような宅

地への協力要請も積極的に取り組んでおります。

今後におきましても、長期的な視点に立ち、災害に強い基盤の構築の実現に向けて府内連携を図りながら更に強化していくとともに、短期的視点としてのソフト施策につきましても、市民の皆様と行政の協働による災害に強い都市づくりの実現に向けて、より一層推進してまいります。

8. クラスター対策について（浜竹四丁目自治会）

(1) 平成23年から27年度中に茅ヶ崎市が実施したクラスター対策事業の内容と事業資金を問う

(担当：防災対策課、都市政策課、景観みどり課、警防救命課)

本市では、木造住宅が密集する地域での大地震による延焼火災を防ぐために、従来から設置されている街頭消火器に加え、平成25年度から平成27年度にかけて、移動式ホース格納箱を市内502か所に設置し、防災リーダー養成研修会や地域の防災訓練等で取扱訓練を実施し、震災における初期消火能力向上を図ってまいりました。

併せて、「市民まなび講座」を含め各種防災に係る研修会等において、災害のリスクを知つていただく中で、地震による火災を起こさない備えの一つとして感震ブレーカーの紹介や、家庭で火が出た際の初期消火のために消火器の設置を勧めるなど、自助の取組の必要性の周知・啓発も進めています。

また、大地震時に道路が閉塞されると、消防・救急活動等に支障をきたすほか、住民の皆様の避難行動にも支障をきたすことになるため、道路に面する土地のブロック塀を解消し緑化を促進することにより、地域の避難路確保と火災の延焼スピードの抑制効果がある生け垣の築造への助成や、道路に面した土地にあるブロック塀からフェンスへの付け替えに対しても助成を行っております。

さらに、震災時に「火災を起こさない」取組として感震ブレーカーの有効性に着目し、補助制度等の創設について検討するために、平成27年度に市内で大きなクラスターに近接する南湖地区、松浪地区、浜須賀地区、海岸地区、湘南地区、茅ヶ崎地区（JR東海道本線より南側）をモデルとして「防災まちぢから応援ツール」の一つとして感震ブレーカー設置の検証を実施するとともに、内閣府が立ち上げた「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」において感震ブレーカーの普及方策を検証するためのモデル地域として参加いたしました。また、市民の皆様に地震による地域危険度を把握していただき、地域の防災力の向上を図るために、防災都市づくりワークショップを開催しており、平成23年度は浜須賀地区、平成24年度は海岸地区、平成25年度は湘南地区、平成27年度は松林地区にて開催いたしました。

平成23年度～平成27年度事業費

年度	事業内容	事業資金（千円） ※10万円以下切り捨て
23	防災都市づくりワークショップ・シンポジウム開催	800
	生け垣の保全・築造	7,500

24	防災都市づくりワークショップ・シンポジウム開催	2,100
	生け垣の保全・築造	6,800
25	移動式ホース格納箱配備	37,600
	防災都市づくりワークショップ・シンポジウム開催	2,100
	生け垣の保全・築造	6,800
26	移動式ホース格納箱配備	48,100
	防災都市づくりワークショップ・シンポジウム開催	1,900
	生け垣の保全・築造	6,500
27	移動式ホース格納箱配備	48,100
	防災都市づくりワークショップ・シンポジウム開催	400
	防災まちぢから応援ツール試行	4,200
	生け垣の保全・築造	7,200
平成23～27年度計		180,100

加えて、消火栓や防火水槽などの消防水利の整備、街頭消火器の設置及び維持管理を行っているところであり、消防水利は国の示す「消防水利の基準」に基づくほか、クラスター地域を中心に整備を進めています。平成23年度から平成27年度までに整備しました消火栓は5基、事業費は約450万円、防火水槽につきましては9基、事業費は約1億7,700万円となっております。

街頭消火器につきましては、平成25年度から平成27年度までに事業費約2,000万円をかけ、約1,200本の消火器を交換しております。また、平成27年度には、新たに10か所に増設をしており、消火器の格納箱につきましては、老朽化したものを随時交換しております。

以上、平成23年度から平成27年度までの事業費合計額は約3億8,160万円となります。

(2) クラスター対策事業を実施する上で障害となった事項（上位5項目）を問う

（担当：防災対策課、都市政策課）

平成20年度に「地震による地域危険度測定調査報告」を公表した後、地域の危険度を認識した上で、公助は当然のことながら自助・共助の強化も重要と考え、様々な施策を行っているところでございます。既にまちづくりが進み、現に延焼火災のリスクが高いクラスター内におきましては、ハード面での施策が困難であり、火災を起こさない、また火災が起きても初期消火に努めていただくなど、自助・共助の働きの強化による部分が大きくなっています。

これらの施策の着手時におきましては、クラスターの存在とリスクについて、周知の取組に着手したばかりであり、地域によって施策の認知度や必要性について認識の違いや温度差があり、施策が進展しない地域がありました。一例としましては、移動式ホース格納箱の設置に当たりまして、各自主防災組織に設置場所選定の御協力をいただいてまいりましたが、設置場所の選定については苦慮された地域もありました。その他、一定の設置はできたものの、引き続き適地を模索する必要

がある地域もございます。

現在は、地域の皆様の御協力のもと、防災リーダー養成研修会や地域の防災訓練、防災・消防に関するイベントや高齢者世帯の防火訪問を活用した火災予防普及啓発活動、防災都市づくりワークショップ等の普及啓発を通じて、多くの市民の皆様にクラスターの存在とリスクについて、御理解いただけていると考えております。

今後も地域の防災力向上を推進するために普及啓発活動を継続し、市民の皆様と行政の協働による災害に強いまちづくりの推進について検討してまいります。

(3) 今年度以降のクラスター対策事業項目と予算規模（優先度）を問う

（担当：防災対策課、都市政策課、都市計画課、景観みどり課、予防課）

平成26年3月にまちづくりの基本理念である「ちがさき都市マスタープラン」の一部見直しを行い、都市防災の方針強化を行いました。方針の強化の中で重点的に取り組む施策として、個々の建築物の防火性能を向上し、発災時などの火災延焼被害を抑制することを目的に、「防火・準防火地域の見直しの検討」を新規で位置づけており、更に準防火地域を拡大して指定するよう検討を進めているところです。この防火地域及び準防火地域は、都市計画法で地域が定められており、その地域内で建築物を建築する場合、それぞれの地域に規定される延焼拡大の抑止のための仕様を満足する必要があります。これらの地域指定により火災延焼クラスターを解消することはできませんが、建物から建物へと燃え移る延焼スピードを抑えられることから、避難や延焼する前の消火活動時間の確保の面で効果があり、市街地の防災性向上に寄与するものと考えております。

また、地域の道路に面する土地のブロック塀解消により、避難路確保と火災の延焼スピードの抑制効果がある生け垣の築造に関する助成を引き続き実施してまいります。

震災時に「火災を起こさない」取組といったしましては、現在、全市域を対象とした、感震ブレーカー設置に係る補助金制度の在り方について、平成28年度内を目安に検討しております。

さらに、引き続き市民の皆様に地震による地域危険度を把握していただき、地域の防災力の向上を図るために、未開催の地域において防災都市づくりワークショップを開催してまいります。

消防水利の整備につきましては、平成28年度には消火栓が2基、防火水槽が1基となっております。消火栓は、中海岸地区及び東海岸南地区にそれぞれ1基整備するもので、約300万円の予算額となっております。防火水槽は、常盤町に移転します小和田消防出張所敷地内に設置するもので、予算額は約2,000万円です。小和田出張所敷地内には移動式ホース格納箱の訓練などが実施できる訓練施設も併設いたします。

また、街頭消火器につきましては、約400本の消火器の交換と、100か所の消火器の格納箱を交換する予定で、予算額は約650万円です。

(4) クラスター対策事業に係る提案事項

ア 生活道路等の拡幅推進に向けたセットバック用地の買上げや推奨金制度の創設する

（担当：道路管理課）

本市では昭和61年度より狭い道路整備事業に取り組んでおり、それ以前は建築基準法の中で建物の建築時に道路の後退義務は生じておりましたが、用地の買取までは行っておらず、後退後の道路用地が道路として利用されていない状況も見受けられました。

昭和61年度の事業取組以降につきましては、都市計画の用途地域に応じた買取単価を設定しセットバック用地の買上げを実施しており、買取後は順次、アスファルト舗装を実施することで、御協力いただいた用地を道路として有効に活用させていただいております。

イ 狹い道路や街並みなどクラスターの要因となっている個所の実態把握（マッピング）と公表
(担当：道路管理課)

狭い道路整備事業の実施箇所につきましては、住宅地図にプロットして整理しており、道路管理課の窓口にて公表を行っております。

なお、平成27年度末における市全体の整備進捗状況につきましては、狭い道路対象延長の約446キロメートルに対し、整備済み延長は約170キロメートルであり、整備率が約38パーセントとなっております。

ウ クラスター状態の緩和・解消に向けた官民学による合同プロジェクトチームを編成する
(担当：防災対策課、都市政策課)

クラスター対策としての官民学合同プロジェクトチーム編成につきましては、現在のところ予定はありませんが、今後におきましても長期的な視点に立ち、災害に強い基盤構築の実現に向けて府内連携を図りながら更に強化していくとともに、市民の皆様と行政の協働による災害に強いまちづくりの施策について検討してまいります。

9. 防災リーダーの現状把握について（富士見町自治会）

現状の一度資格を取れば、高齢にとっても、体調不良でも、フォローアップ研修にも不参加でも資格返納手続きを取らない限り、防災リーダーとして登録されたままになっている現状です。その資格返上手続きも、貸与物品の返納等が必要で、資格返納をためらっているリーダーもいるやに聞き及んでいます。資格返納を容易にし、所要の鍛度に達している防災リーダーを把握しておくことを考える時期にあると思います。

(担当：防災対策課)

防災リーダーの活動は、「自らの身は自ら守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助・共助」の精神に基づいたボランティア活動に当たります。

防災リーダーは、自主防災組織の活動を補佐する立場として、平常時には地域住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練では指導者としての役割を担い、災害時には情報の収集伝達活動、初期消火活動、救助・救急活動、応急救護活動、避難誘導等の応急対策活動や避難所の開設及び運営に当たります。こうした様々な状況下、活動の場面において、個々人の活動力、年齢、性別等に応じた役割を担っていただき、地域防災力の更なる強化に向け活動していただくものと考えております。

市といたしましては、できるだけ多くの方が地域での防災活動、共助の取組に参加し、地域防災力の向上に御協力いただきたいと考えており、防災リーダーの養成に努めています。防災・減災に直結する一定の知識や実技を取得していただき、それぞれの地区に戻り御活躍を期待しているところでございます。

以上のことから、防災リーダーの活動に当たりましては、年齢や活動実績などを基準としたような一定の制限をかけるものではなく、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

しかしながら、様々な事情により防災リーダーを続けることができないといった御連絡をいただいた場合には、貸与品につきましては返納していただくこともあります。

10. クラスター対策について（美住町自治会）

平成27年の神奈川県地震被害想定調査によると、茅ヶ崎市は大正型関東地震で建物全壊棟数15,950、半壊棟数13,400、焼失棟数12,000とある。（耐震ちがさき2015保存版より）

一方、「茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画」の政策目標で「安全で安心して暮らせるまち」「生命や財産が守られるまち」を掲げているが、（1）の課題に対する施策がない。

「クラスター、火災」で検索すると茅ヶ崎がトップで出てくるほど、茅ヶ崎市のクラスター状況は全国でも最悪。以上を踏まえて、

（1）クラスター対策の効果的な施策は広域避難場所の確保と考えるが市の具体的な対策は？

（担当：防災対策課）

震災時の大規模火災に対しましては、平常時からの訓練実施や初期消火の重要性等の普及啓発とともに、公助はもちろんのこと、自助、共助による取組の促進を図ることで地域防災力の強化を図ることが必要不可欠と考えております。

「茅ヶ崎市地域防災計画」に定めた防災対策の基本方針となる防災ビジョンのひとつである「災害に強いちがさき」の実現のため、大規模なクラスターが存在する本市において、延焼火災の危険を減らす対策は極めて重要と考えております。対策の実施に当たりましては、まずは「火災を発生させない」という出火予防対策、そして出火した際には初期消火対策が重要となります。

出火予防対策としましては、地域特性による延焼火災危険度について市民の皆様へ周知を図り、電気の復旧に伴う通電火災の予防策の周知・普及が必要であると考えております。また、初期消火対策としましては、住宅用火災報知器の適切な設置と定期的な点検の周知、初期消火の重要性等の普及・啓発、防災訓練や火災予防運動等の機会を利用して実際に消火器や移動式ホース格納箱を使った消火訓練の実施、自主防災組織や防災リーダーが地域でこれらの実技指導や啓発活動が行えるようになるカリキュラムの設定など、地域防災力の強化を目的とした対策を実施しております。

こうした自助・共助の取組を超えて、頻発する火災や救護・救命活動により公助の働きが行き届かず、大規模な延焼火災に発展してしまった場合には、生命の安全を第一に、広域避難場所へ避難していただくこととなります。

本市は大規模地震時による災害リスクが高いことから、現在の広域避難場所の検証や新たな場所

の可能性の検討も含め、より確実な避難に繋げるよう、大規模地震火災の避難計画について再検討してまいります。

(2) 何故、「茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画」の安全・安心に対して、喫緊の課題であるクラスター対策がないのか？市民の安全が二の次になっているのでは。

(担当：防災対策課)

「あらゆる災害や危機に効果的に対応する」という市が掲げる施策目標の実現のためには、市民の安全を最優先とする課題解決への取組は必須であると認識しております。

特に、主な事業の一つである「地域防災計画推進事業」は、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として定めた「茅ヶ崎市地域防災計画」（以下、同計画という。）の実効性を高めていく事業として取り組むこととしております。

同計画の中には、出火予防対策として地域特性による延焼火災危険度について市民の皆様へ周知を図り、災害後、電気の復旧に伴う通電火災の予防等の火を出さない取組や、初期消火の重要性等について市民の皆様に普及・啓発を図ることとしております。また、大規模火災からの避難対策として広域避難場所の確保についても定めております。

クラスター対策につきましては、重要課題であると捉え、市民の皆様への正しい知識・情報の周知・啓発と合わせ、都市防災の観点や出火予防対策、地域との協働体制の構築など様々な要素により強化されていくことから、引き続き関係部局と連携し、取組を進めてまいります。

(3) 現在、広域避難場所は市内に8か所設定されているが、茅ヶ崎ゴルフ場に開発問題が発生しております、地域住民の広域避難場所確保についてどう考えているのか？

(担当：防災対策課、企画経営課)

茅ヶ崎ゴルフ場につきましては、土地所有者である神奈川県及び民間事業者により、優先交渉権者が選定され、これから具体的な土地利用計画が進んでまいります。

本市といたしましては、土地所有者である神奈川県及び民間事業者、そして市が協働して平成27年11月に策定した「茅ヶ崎ゴルフ場の利活用基本方針」にも必須機能として位置づけている広域避難場所としての防災機能はもちろん、防災性能を向上させる取組につきましても、土地所有者及び優先交渉権者と調整し、市南東部における防災拠点として機能するまちづくりに向け調整を行ってまいります。

(4) 広域避難場所については選定基準があるはず。地域住民の安全確保が市政の最重要事項と考えるが、開発で避難場所の確保は出来るのか？

(担当：防災対策課、企画経営課)

本市では、災害により大規模な延焼火災が発生した場合に、その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために大規模な空地として広域避難場所を選定しております。

その選定基準は、「神奈川県大震火災避難対策計画（昭和46年8月）」（以下、同計画という。）

に示されており、本市では県内他市町と同様に、同計画に基づき、純木造密集市街地から300メートル以上離れている10,000平方メートル以上の公園緑地や学校グラウンド等の空地から指定すること、整備の際にも同計画への適合の確認を踏まえることを「茅ヶ崎市地域防災計画（地震災害対策計画）」に位置づけ、昭和50年の指定時より取り組んでまいりました。

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業においては、前述の「茅ヶ崎ゴルフ場の利活用基本方針」の中で、防災機能として、津波一時退避場所の確保と合わせ、「延焼火災からの避難場所としての公園等の確保」を必須機能としております。これを受けまして、平成28年2月に土地所有者である神奈川県及び民間事業者が公表した「茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る事業者募集要項」においても、「延焼火災からの避難空間として、約6万人（茅ヶ崎ゴルフ場・浜須賀小学校をエリアとする広域避難場所を避難場所とする想定避難人数）分の広域避難場所の機能を確保すること」を必須事項としております。

今後、事業の優先交渉権者とともに、防災や景観など開発エリアのまちづくりに係る各種提案内容について様々な角度から協議・調整が進められていく中で、市民の安全にかかわる避難対策について、確実に取り組んでまいります。

1.1. 防災対策について（美住町自治会）

(1) 消防・防災フェスティバルは、親子連れなど多くの市民が展示品に触れ、体験できて、非常に効果のあるものです。ただ、市民との防災訓練としては、要をなしていないと思います。市は、茅ヶ崎市災害対策本部運営訓練（図上訓練）や市役所消防訓練など庁舎内で本格的防災訓練を積み上げていますが、この訓練を実施する際、小学校などの避難所運営訓練を併せて実施し、より効果的な訓練となるよう提案します。例えば、松浪地区は、1つの福祉避難所が指定されているので、災害時における市福祉部局との連携訓練を行う、また、小中学校との避難所運営訓練と連携し、地域情報に基づく行政との総合防災訓練にすることを提案します。

(担当：防災対策課)

本市の消防・防災に関する大きな事業といたしましては、平成25年度まで、消防本部で開催していた体験型イベント「消防フェスティバル」を開催しておりました。

また、同じく平成25年度まで年に一度、12の自治会連合会を単位として、総合防災訓練を順次開催し、地域の皆様の防災意識の向上に一定の成果を上げました。

一方、地域が主体となって行う各地区の防災訓練は、東日本大震災を契機とし、自主防災組織を中心となり地域課題を検討し、実施するといった、より実践的で実効性のある訓練内容へと変化しております。

このような状況を踏まえ、地域主催の防災訓練につきましては、自治会連合会や自主防災組織と行政が連携し、地域の実情に即した訓練を更に推進することとし、市主催の総合防災訓練につきましては、幅広い世代の方が参加しやすく、気軽に防災知識を身に付けられるよう、市の防災啓発イベントを加え、災害時協定先や災害時に連携が重要となる関係機関の協力も得ながら、平成26年度より体験型イベントとして消防フェスティバルと合同で開催することといたしました。こうして、

新たな消防・防災イベントとして「ちがさき消防防災フェスティバル」が、今まで行われているものでございます。

また、茅ヶ崎市災害対策本部運営訓練（図上訓練）では、仮想避難所として各小中学校に参集する配備職員にも被害想定を示し、MCA無線を通じ避難所に係わる内容も取り上げ取り組んでおります。この度御提案いただいたとおり、実際に小中学校に配備職員が参集して行う訓練、また、地域の皆様にもこの訓練に加わっていただくことも、今後検討の余地があると考えております。

様々な部局との連携訓練につきましては、最近では地区の防災訓練においてペット対策の訓練として環境部との連携や、医師を招きトリアージを行う訓練として保健福祉部との連携した訓練を取り入れており、今後も必要な部局と連携し訓練を行いたいと考えております。

また、地域情報に基づく行政の訓練として、平成28年度から地区防災訓練では小中学校を避難所としてだけでなく、災害対策地区防災拠点として情報受伝達の訓練を取り入れてまいります。地域での安否確認活動の上で確認された地域の被害状況を小中学校に出向く市配備職員に伝えていただき、市配備職員が災害対策本部に的確に地域の状況を伝えるといった情報の流れを地域の皆様と実体験し、より実践的な活動に高めていけるよう取り組んでまいります。

(2) 発災時の公的支援の仕組みを明示してもらいたい。救助・救援にとどまらず、物資支給の仕組み、医療(含む薬)支援の仕組み、衛生維持の仕組み、仮設住宅の仕組み、罹災証明発行の仕組み、避難所となった小中学校の早期再開の仕組み等々

(担当：防災対策課)

市の災害対策体制といたしましては、震度5弱以上を観測したとき、大規模な地震による広域火災が発生したとき、または市長が必要と認めたときは、災害対策本部を設置いたします。

災害対策本部は、本部員会議、統括調整部、各部班で組織されます。

本部員会議は、市長を本部長とし、副本部長（副市長、教育長）及び災害対策本部の各部長（市組織の各部長）によって組織され、応急対策に係る実施方針や措置について審議、意思決定し、統括調整部及び各部に対して対策の実行や新たな措置案の検討を指示します。

統括調整部は、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部の活動方針の策定、重要な応急対策に係る実施計画や対策案の検討・調整を行い、本部長（市長）及び本部員会議（本部長、副本部長及び各部長によって組織）の意思決定を補佐するとともに、必要に応じて各部に対し必要な支持を行なうことしております。

各部、統括調整部内に組織される各対策班は、本部長及び本部員会議が決定した対策実施方針や実施高層棟に基づき必要な応急対策活動を実行します。また、必要に応じ統括調整部が検討した実施高層に基づき、細部の実施計画や実施要領を検討し、その結果に基づき応急対策活動を実施します。

この度御質問いただいた様々な仕組み、対応につきましては、「茅ヶ崎市地域防災計画」に災害時に必要となるそれぞれの応急対策活動として定めています。応急対策活動ごとに、災害対策本部に設置される各部班、連携が必要となる外部組織などを割り当て、それぞれ平時から協定内容の

確認や必要な調整を行い、有事に備えております。活動の中には、自主防災組織や市民一人一人の協力なくしては成しえないこともあります。

また、災害対策基本法や神奈川県などの上位計画の改正や、本市として防災・減災の方向性の確認をしていく中で、「茅ヶ崎市地域防災計画」の見直しが必要となってきております。これに合わせ、各部班においても、平時や災害時に何が必要か、何が求められるのかなど、改めて計画と実態の整合を確認し、各応急対策活動が実効性あるものにしてまいりたいと考えております。

市民の皆様におかれましては、災害時に市はどういった体制を組み、どういった支援をしてくれるのかなど、災害時の市の対応について不明な点を持たれていることとは事実であり、市民の皆様に知っていただくことで各々の役割や平時からの取組も明確になるものと認識しております。

このため、市といたしましては、「茅ヶ崎市地域防災計画」に則った応急対策活動をはじめ、復旧・復興の取組の概要の周知策を検討し、対応を進めてまいります。

(3) 防災リーダー育成は、数的には大きな成果を上げた。更に発展させるべく「地域防災指導員制」を提案したい。この指導員制は、様々な形が考えられるが、横浜市の例では「防災資機材操作指導員制」、厚木市の実施している「防災推進委員と防災指導員制」等

(担当：防災対策課)

地区防災訓練では、防災リーダーが実技訓練を指導しておりますが、最近では防災リーダーが防災講義を行い、防災啓発を行う計画を立てる地区もございます。

市といたしましては、地区自治会連合会等との調整の上、地区防災訓練に向けて、応急救護活動などの実技訓練内容の再確認を目的としたフォローアップ研修を行っております。今後は、防災リーダーが更に活動の幅を広げていただけるよう、実技指導にとどまらず、資機材の操作や地域で防災・減災に対する意識を広める啓発・情報発信の進め方などもフォローしていきたいと考えております。

また、平成28年6月・7月に行いました防災リーダー養成研修会では、初めて防災リーダー活動事例説明や防災リーダーについてのディスカッション等の内容を取り入れました。今後も、防災リーダーが地域で効果的な活動をしている情報等を収集し、他の自主防災組織や防災リーダーに情報提供し、市全体として地域の防災力の底上げを図っていきたいと考えております。

12. 広域避難場所について（美住町自治会）

茅ヶ崎ゴルフ場跡地は、避難場所としての復活、スペースは半減するとの話があるとのこと。松浪地区の具体的対策案を知りたい。高齢化しつつある方々を何km歩かせることとなるのか？又北側が火災の時には？その為の通路の確保等

(担当：防災対策課、企画経営課)

茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業につきましては、土地所有者である神奈川県及び民間事業者、そして市が協働して平成27年11月に策定した「茅ヶ崎ゴルフ場の利活用基本方針」、及び、平成28年2月に土地所有者である神奈川県及び民間事業者が公表した「茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業に係る

事業者募集要項」においても、「延焼火災からの避難空間として、約6万人（茅ヶ崎ゴルフ場・浜須賀小学校をエリアとする広域避難場所を避難場所とする想定避難人数）分の広域避難場所の機能を確保すること」を必須事項としております。

提案された土地利用を確認しますと、広域避難場所としての空間に影響を受けることは明らかであります。松浪地区の皆様も避難対象とする、約6万人分の広域避難場所の機能については確実に確保することとしております。

こうした中、茅ヶ崎ゴルフ場の土地利用に当たりましては、広域避難場所としての機能確保はもちろん、防災性能を向上させる取組について、土地所有者及び優先交渉権者と調整し、市南東部における防災拠点として機能するまちづくりに向け調整を行ってまいります。

一方、沿岸部に位置するこの広域避難場所に対し、松浪地区内でも東北部にお住まいの市民の皆様におかれましては、遠距離となるなど避難に支障が出ることも考えられます。今後、新たな候補地の模索を含め、市全体の広域避難場所の再配置を検討してまいりたいと考えております。

【市民安全分野】

13. JR東海道線踏切について（浜竹一丁目自治会）

国も鉄道の開かずの踏切、人身事故などを踏まえ改善に取り組む方針です。立体交差にして踏切を無くせばよい話ですが、用地などの各種問題があり、簡単に解決出来ないことは理解できます。鉄道会社は踏切の優先権を盾に思い上がり、踏切の道路改修まで疎かになっています。デコボコで段差があったり、穴が開いていたりして、高齢者、足が悪い人、ベビーカー、自転車などにとても不親切な状況です。

現実に、自治会のお掃除隊が線路際の草取りをしている時に、浜竹踏切で電動カートのタイヤが隙間に挟まれ倒れたため、数名で駆けつけ救助したございました。

市として踏切内道路の点検、改修を優先させてもらうように、JRに申し入れをしてもらうことを希望いたします。

<茅ヶ崎管区の踏切>

○辻堂～茅ヶ崎（浜竹、新田、伍仁原、坂下、菱沼、異人館、秋土 7ヶ所）

○茅ヶ崎～相模川（十間坂、最乗寺、南湖、鳥井戸、松尾、二ッ谷、中島 7ヶ所）

（担当：都市政策課）

本市では、市内の踏切の安全性・利便性を向上するため「茅ヶ崎市幹線道路維持保全計画（踏切対策計画）」を平成27年3月に策定し、東日本旅客鉄道株式会社と連携しながら、踏切対策を進めているところでございます。

御指摘の踏切内の道路の点検、改修につきましては、今回の電動カートの危険な事象も含めまして、東日本旅客鉄道株式会社に申し伝えさせていただいたところ、踏切内での事故は鉄道の運行にも大きな影響があることから、隨時、点検、補修に努めてまいりたいとのことでございました。

今後におきましても、東日本旅客鉄道株式会社との連絡・調整を図りながら、踏切を安全に通行いただけるよう、努めてまいります。

14. 環境対策（浜竹二丁目自治会）

(1) 空き家の活用方法について

浜竹二丁目には会館、広場、公園等が有りません。町内（浜竹2-8-33付近）に2件の空き家が有ります、1件は我々にはすべてが不明な空き家です。数十年前から問題視されていて所有者さえ不明で不動産課税等はどうに處理されているのか、この様な空き家を行政で手を加え地域で活用方法はないか。又近くに有る空き家は所有者の判明している空き家です。その他浜竹二丁目には5件～6件の空き家が有りますが所有者は分かっている空き家です。空き家の放火も考えられます。

（担当：都市政策課）

市内の空き家に対し、平成27年5月に施行されました「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく対応をしっかりと進めていくため、平成28年3月に、同法に基づく協議会として「茅ヶ崎市空家等対策推進協議会」を設置し、同年7月7日に第1回目の会議を開催いたしました。

当協議会において、平成27年度に実施いたしました茅ヶ崎市空き家実態調査結果や、市民の皆様や自治会からの要望・情報提供を考慮した中で、本市の実情に即した「空家等対策計画」及び「特定空家等判定基準」について、平成28年度末を目途に策定する予定としております。策定後におきましては、判定基準や法に基づく「助言又は指導」「勧告」「命令」等を見据えた事務を行ってまいります。

不動産課税状況につきまして、現状は適正に処理を行っておりますが、「空家等対策計画」策定後の不動産課税等の扱いとして、法に基づく「勧告」がされた空き家につきましては、平成27年度の地方税法の一部改正により、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外することとされております。

また、本市の空き家対策のその他の取組状況といたしましては、平成26年3月に策定した「茅ヶ崎市住まいづくりアクションプラン」に基づき、現在、「住まいの相談窓口」、及び市場に流通していない空き家の所有者と空き家活用等希望者とをつなぐきっかけづくりとして「空き家活用等マッチング制度」の創設に向けた準備を進めるとともに、「空き家の適正管理」及び「空き家活用方策」の検討を行っております。地域の活性化に資する施設への利活用の検討につきましても、「空き家活用等マッチング制度」の中で、市民の皆様や自治会からの要望及び情報提供をいただきながら推進してまいりたいと考えております。

15. 信号機の待ち時間について（ひばりが丘自治会）

ひばりが丘内にある押しボタン式信号所においては、ボタンを押してから青信号になるまでの待ち時間が長いと思われます。待っている間に桜道どおりの車が途切れるため、停止信号の赤のまま横断する人や、待ち時間が長いので押しボタンを押さないで渡る人がいます。そのような人は問題かもしれません、渡りやすい状況を作る必要があると考えます。松浪小学校西門のように待ち時間を短くするようお願いします。

この信号所での測定結果を下記に示します。

1. 測定日時

2016-7-6 16:37~17:23

2. ボタンを押してから青信号になるまでの時間(秒)

45, 42, 15, 66, 53, 51, 28, 42, 37, 12, 44, 49, 32, 62, 22, 50, 42, 27 Min 12 / Max 66 平均 40

3. この間に信号所を渡った人

合計 45 人

4. 押しボタンを押さないで渡った人と押しボタンを押したが青になる前に渡った人

合計 13 人

(担当 : 安全対策課)

信号機につきましては、神奈川県警察本部が設置することとなるため、茅ヶ崎警察署に確認したところ、押しボタン式信号機につきましては、押せばすぐに変わらるような仕組みとなっておりますが、当該信号機は隣接する信号機との距離が近く、連動して変わらるようになっているため、場合によつては待ち時間が長くなることもあるとのことです。

16. ゾーン30について（富士見町自治会）

歩行者等の安全を確保することを目的として、富士見町の一部を含むエリアを「ゾーン30」に設定する計画があると承知しております。

生活道路を抜け道として利用する車両の速度規制に極めて有効な方策だと思いますので、鉄砲道北側の富士見町も含めた住宅地域にも区域を拡大して頂きたく、検討をお願いします。

(担当 : 安全対策課)

ゾーン30につきましては、住宅地域等をゾーンとして区域設定し、その区域の抜け道利用や自動車の走行速度を抑制することで、歩行者等の安全を確保するものとして、神奈川県警察本部では平成24年度より実施しております。

市内におきましては、対象となる区域の検討を進めてまいりましたが、緑が浜、富士見町及び常盤町の一部をゾーン30の区域として設定し、実施に向けた準備を進めているところです。

区域の設定に当たりましては、外周となる道路に中央線が引かれているなどの条件があることから、市内において対象となる区域を設定することが難しい状況であると茅ヶ崎警察署から伺っておりますが、今後におきましても茅ヶ崎警察署と連携しながら、検討を進めてまいります。

17. 安全対策について（緑が浜自治会）

(1) 国道134号線の浜須賀交差点から藤沢に抜ける県道30号線の入口付近で、6棟並ぶマンション前の道路に相変わらず朝早くから大型トラックが列を作り待機しているのをよく見かける。マンションの住民は、のぞかれる、排気ガス、騒音、子どもの通学路なので不安、車が県道へ出る時危険、などの問題に苦慮している。

立て看板だけでは車から見えにくいので、道路にゼブラマークと駐車禁止の文字を早急に描いて欲しい。この車線は国道からの通行帯ではないので駐車し易いレーンになっている。

(担当：広域事業政策課、安全対策課)

御要望の箇所につきましては、駐車違反の区間であるとともに神奈川県の駐車違反取締最重要地域マップにおいて「重点地域」に指定されており、茅ヶ崎警察署によるパトロールや、平成26年度に市で設置いたしました「駐停車はおやめください」の注意喚起看板による対応を行ってまいりましたが、依然として大型車等の駐車が見られ、近隣の皆様には大変な御迷惑をおかけしていると認識しているところでございます。

本市といたしましては、注意喚起看板の内容を「当該箇所が違法駐車取締り重点地域であること」、「仮眠・時間待ちも駐車違反にあたること」を明示した、駐車禁止区間であることを直接的に訴える内容に変更し、その内容を強化することを予定しております。併せて、効果的な駐車違反防止対策について道路管理者である神奈川県藤沢土木事務所や交通管理者である茅ヶ崎警察署と引き続き協議するとともに、改めて茅ヶ崎警察署に取締りの強化について要望してまいります。

(2) 市と警察が緑が浜地区で『ゾーン30』の取り組みを今年度中にやりたいと言ってきたので、関係自治会(常盤町と富士見町)と相談して実施してもらう事に決めた。(茅ヶ崎では初めてのケースとの事でした)

神奈川県では平成24年度から平成26年度までに約150か所で『ゾーン30』の取り組みが行われてきて効果を上げているのに、なぜ茅ヶ崎では今頃になってしまったのか。今後どう取り組んで行くのか?

(担当：安全対策課)

ゾーン30の区域設定に当たりましては、外周となる道路に中央線が引かれていること、区域内の道路の中央線を消すことから道路管理者との協議が必要であること、また、利用実態の把握や地域の皆様の御理解が必要となることから、茅ヶ崎警察署により、順次、調整を進めておりました。これらの調整の結果、緑が浜、富士見町及び常盤町の一部をゾーン30の区域として設定し、実施に向けた準備を進めているところです。

市内において対象となる区域を設定することが難しい状況であると茅ヶ崎警察署から伺っておりますが、今後におきましても茅ヶ崎警察署と連携しながら、検討を進めてまいります。

(3) 県道30号線の常盤町交差点付近ではセブンイレブン・ホンダ側の歩道が広い為、自転車はこの歩道を行き来している。したがってセブンイレブン前の歩道では通学時間に、小学生と自転車の高校生が交差する事になる。

ゼブラマークの脇に自転車通行帯の表示があれば整理出来ると思う。

自転車は車道を通ると車と同じ方向しか走れないで、反対側の車道を海に向かって通る自転車は県道を横切るのに苦労する。(これらの自転車は必ず県道を渡る事になるのだから)

(担当：安全対策課)

茅ヶ崎警察署に問い合わせましたところ、神奈川県警察本部では、自転車は車道走行が原則であることから、交差点の歩道走行はなじまないとの理由により、今後、自転車横断帯は設置しない方針であるとのことです。

なお、道路交通法では、交差点の安全義務として、横断歩行者には特に注意し、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならないとされております。

【生活環境分野】

18. カラス公害の対策について（浜竹一丁目自治会）

カラス公害については、問題提起されてから久しいが、一向に改善される気配がみられないどころか、その被害はよりひどくなっている。

カラス公害による被害は、大きく分けて①ゴミ集積所での生ゴミの散乱②フン公害③時には人を襲う人的被害がある。

こうしたカラス公害に対して、他自治体では環境問題として取り組んでいるところが多いが、茅ヶ崎市としてどのような取り組みをしているのか。

市としては、ゴミの出し方については環境指導員を通じて指導をしているが、公害のもととなるカラスそのものへの対策（駆除）はされているのか。

他の自治体では、まずはカラス駆除に取り組んでいるが、茅ヶ崎市の市街地では他の都市部と同様に有害鳥（農村部においては益鳥だが）として扱っていいのではないか。

カラス駆除については、捕獲・処分することが最も手っ取り早いが、それだけでなく自治体によっては、市の管理するもの（電柱、道路の街路樹、公園）に作られた巣の撤去から始め、長期的な取り組みをしているところもある（市の管理以外の民間地での巣についても所有者の同意を得たうえで撤去）。

カラス駆除も必要だが、カラスが生存できる源は、我々住民が出している「生ごみ」、外猫の餌などである。この管理をしっかりとすれば、カラスの餌を絶つことになり、カラスも市街地では生き残れなくなる。

こうしてみると、カラス公害とはいえる、「カラスばかりが悪いのではなく、その環境を作り出している我々人間にも原因がある」のではないだろうか、という意識が必要で、我々もゴミ出しのルールをきちんと守らなければならないが、その指導を徹底してほしい。

現状で行政として即対応をお願いしたい対策として

- ・浜一自治会では、黄色の防鳥ネットを配布しているが、効果は薄れてきている。そのため、折り畳み式集積ボックスなどの購入も考えられるがその補助について。
- ・フン公害については、局所的なため見逃されがちだが、同じ場所による被害のため、その周辺地区では常に清掃が必要になっている。カラスが集まる電線、電柱にはカラスがとまれないように加工することが出来ると聞いているが、行政として東電への依頼をお願いできないものか。

（担当：資源循環課、環境事業センター、環境保全課）

ごみの集積場所でのカラスによるごみの散乱は、近隣市町も含め、その対応に苦慮いたしている

ところでございます。

現在、市では防鳥用ネット等の使用の奨励や、ごみ出しルールの徹底、また、各地区で効果を上げている事例の周知など、市民の皆様と連携した取組を進めておりますが、カラス除けネットの使用といった有効な手段を講じても、ごみにネットをかぶせない、ボックスの中に入れないなど、一部の利用者の方のごみの出し方により、カラスによる被害を受けてしまう集積場所もございます。

また、カラス被害対策用品の紹介だけでなく、その利用方法などについても周知徹底を図る必要があると考えております。現在、市ホームページに「カラス対策コーナー」を設け、市民の皆様に積極的かつ有効な情報提供が出来るよう整備を進めているところです。今後におきましても、市が発行する「ごみ通信ちがさき」、「ごみの分け方・出し方」を有効に活用し、ごみ出しルールの徹底につきまして、市民の皆様に御協力をお願いするとともに、カラス対策に取り組んでまいります。

今回のように黄色のネットの効果が薄れてしまっている集積所には、多少高価にはなりますが、ボックス型の対策品を紹介し効果を得ています。こちらについては、購入について補助はありませんが、市が自治会にお支払している資源回収補助金を活用するなどの対応をしていただきたいと考えております。

また、そのほかのカラス対策として、生ごみや残飯の量を減らすことが重要となり、市では「家庭用生ごみ処理機」の購入費の一部補助や「生ごみ処理容器」の購入助成を行っています。

カラスの捕獲等の取組につきましては、繁殖期のつがいのカラスが雛を守ろうと人を攻撃することから、人身被害防止を目的に、市の管理するものに限らず市民の庭木等においても卵等を含むカラスの巣の撤去をさせていただいております。

次に、東京電力株式会社の管理である電線、電柱への対応依頼につきましては、被害を受けていらっしゃる方から連絡をいただきたい旨伺っておりますので、直接御連絡してくださいますようお願いします。

19. 公害対策（浜竹四丁目自治会）

(1) 生ゴミ、資源物の置き場について

今までに生ゴミ、資源物を置き場にしていたブロック塀の土地建物が売却され、新築された後は玄関となり、ゴミの置き場がなくなり、別場所を決めるまで、地域とのコミがかみ合わず精神的に疲れました。そのため、このような地域は有料の個別収集を試行的に実施して頂きたいと思います。自治会では自分のゴミは皆さんで解決するように指導していますが、20世帯もいますと解決出来ません。一部の地域によっての有料化が解決の方法です。

(担当：資源循環課、環境事業センター)

本市では、ごみ及び資源物の集積場所の設置や維持管理につきまして、原則自治会や利用者の皆様にお願いしておりますが、環境事業センターでは市内12地区にそれぞれ担当職員を配置し、地域環境指導員をはじめ、利用者の皆様や地域住民の皆様と連携して集積場所をめぐる課題解消に積極的かつ迅速な取組を進めておりますので、課題の大小にかかわらず環境事業センター地区担当職員に気兼ねなく御相談ください。

一方、有料の戸別収集につきましては、御家庭から出されるごみを適正に分別している方、そうでない方も同じように処理費用がかかる現状に対して、家庭ごみの有料化は多くごみを出される方には応分の負担をしていただくという公平性の観点、減量化・資源化への意識改革に大きく寄与することは先進市の事例などからも認識しております。また、近隣自治体では家庭ごみ処理において有料指定袋を導入した結果、ごみの排出量が削減され、減量化・資源化の推進に一定の効果が見られ、戸別収集の導入は、各自が責任を持ってごみを排出するようになることから、排出者及びごみ集積所管理の負担軽減並びに適正排出に有効な側面があることも認識しております。

これらを踏まえた中で、家庭ごみ有料化の導入の検討を行うに当たりましては、まず、ごみに対する関心や意識の醸成を深めていくことが肝要であると考えております。市民の皆様の全体的な意識の中にごみを身近な問題として捉えてもらえるよう本市として取り組むことが、結果的には、家庭ごみ有料化導入を考える契機につながるものと思われます。

今後は、ごみの現状などに关心を寄せていただいた地域の方々へお話をさせていただく機会を増やすなど、一人でも多くの方にごみの減量化・資源化についての意識啓発に努めるとともに、市民の皆様の様々な御意見等を伺う中で、家庭ごみ処理有料化やその併用施策としての戸別収集についての検討をより深めてまいりたいと考えております。

(2) 空き家対策について

浜三管内も空き家増えていますが、1軒の空き家にタヌキ親子とハクビシンが住みついています。これは固定資産税の支払っている方に市より連絡して頂き空地をきれいにして頂きたいと思っています。関係部門はどちらでしょうか。よろしくお願ひいたします。

(担当：環境保全課)

空家対策につきましては、主に次の各課が窓口となるとともに情報共有し対応させていただいておりますので、個別に御連絡くださいますようお願いします。

相談内容	窓口
雑草の繁茂、野生動物に関すること	環境部環境保全課（本庁舎2階）
火災相談	消防本部予防課（本庁舎4階）
建物相談	都市部建築指導課（本庁舎3階）
計画、実態調査、利活用に関すること	都市部都市政策課（本庁舎3階）

20. 環境保全対策（緑地保全）について（浜竹四丁目自治会）

(1) 過去5年間に市が実施した環境保護対策事業の内容と事業資金を問う

(担当：景観みどり課、公園緑地課)

環境保護対策（緑地保全）といたしましては、生け垣助成や保存樹林、公園の整備・運用を行つており、その内容は次のとおりです。なお、数値につきましては市内全域のものになります。

年度	施策名	件数	実績	事業費（円）
23	生け垣（築造）	8	228メートル	1,438,000
	生け垣（保全）	894	17,717メートル	6,127,950
	保存樹林	33	33,810.56平方メートル	25,425,239
	保存樹木		18本	68,625
	公園管理施設数	177	598,861.81平方メートル	—
	公園植栽維持管理			23,757,930
24	生け垣（築造）	7	112メートル	791,000
	生け垣（保全）	868	16,941メートル	6,038,610
	保存樹林	34	32,201.84平方メートル	24,521,078
	保存樹木		18本	72,000
	公園管理施設数	180	811,600.18平方メートル	—
	公園植栽維持管理			19,731,600
25	生け垣（築造）	7	86メートル	709,000
	生け垣（保全）	896	17,353メートル	6,126,360
	保存樹林	32	36,189.76平方メートル	25,341,374
	保存樹木		22本	88,875
	公園管理施設数	183	813,434.23平方メートル	—
	公園植栽維持管理			26,786,937
26	生け垣（築造）	4	73メートル	550,000
	生け垣（保全）	861	16,886メートル	5,960,700
	保存樹林	33	46,729.69平方メートル	35,272,602
	保存樹木		23本	91,500
	公園管理施設数	183	821,635.13平方メートル	—
	公園植栽維持管理			28,079,586
27	生け垣（築造）	5	114メートル	1,383,000
	生け垣（保全）	846	16,709メートル	5,903,580
	保存樹林	32	45,920.69平方メートル	37,877,085
	保存樹木		24本	93,375
	公園管理施設数	185	823,436.79平方メートル	—
	公園植栽維持管理			29,575,567
	借地公園整備	1	1,060.52平方メートル	20,342,880
平成23年度～27年度の合計額				332,154,453

(2) 緑地保全を実施する上で障害となる事項（上位 5 項目）を問う

(担当：景観みどり課、公園緑地課)

緑地保全を実施する上で困難性が高い事項は、次のとおりです。

- ・緑地を新たに保存するための地権者の理解を得ることが難しい。
- ・借地公園について、相続発生等に伴う公園としての継続性に担保がない。
- ・地権者の高齢化などに伴い、相続等による解除希望が考えられる。
- ・維持管理に関し、地権者の高齢化により負担が増大している。
- ・地権者と近隣住民等との保全に関する判断基準に差が生じ、地権者の負担が増している。

(3) 今年度以降の環境保全対策の事業項目と予算規模（優先度）を問う

(担当：景観みどり課、公園緑地課)

優先順位	施策名	平成28年度予算額（円）
1	保存樹林	38,147,000
2	公園植栽維持管理	25,431,000
3	生け垣（築造）	900,000
4	保存樹木	90,000

(4) 環境保全に係る提案事項

- ・茅ヶ崎市街区で過去10年間に失われた緑地・保存林等の実態把握（マッピング）
- ・緑地を保有する地権者対策として緑地の借上げや奨励金の増額を図る
- ・環境保全のための予算規模（優先度）を上げる

(担当：景観みどり課、公園緑地課)

保存林等の実態把握（マッピング）につきましては、保存樹林・保存樹木について既に地理情報システム「まっぷ de ちがさき」への登録を行うとともに公開し、情報共有を図っております。

緑地の借上げや奨励金の増額につきましては、健全な財政運営を行う上で大きな負担につながることから、御指摘の「奨励金の増額」に該当する「補助金」「賃借料」の基準金額を上げることは考えておりません。なお、緑地保全を進めるための新たな指定に関しましては、可能な限り進めてまいります。また、借地による公園設置につきましても継続した取組を進めてまいります。

「環境保全のための予算規模（優先度）を上げる」につきましては、安全安心が確保され、潤いのある住環境確保のための要素として緑地などみどりが重要であるとの認識のもと、各種施策を精査した中で効率的な施策運用を図ってまいります。

2.1. 公園について（浜竹四丁目自治会）

5月19日をもって、「借地公園」兵金山公園が閉園となりました。兵金山公園は「クラスター危険地区」における貴重な緑地公園であり、重要な防災拠点でありました。今日、その公園が失わ

れるという、真逆な事態となっています。誰もが危機感を募らせる事態です。この結果につきまして、下記の質問をします。市長並びに関係部署の真摯な回答を求めます。

数年来市民集会の大半をクラスター論議に費やしてきました。しかし、包括的な取り組み方針がないまま具体的な計画も決定せず、従に空論を繰り返してきたに過ぎませんでした。例えば、緑地・公園の面積、緩衝帯増強、セットバック解消勧奨などの数値化をしてこなかったのです。H27年度市民集会で、「目標設定は神奈川県が設定すること」(都市計画部長)と回答したのです。しかし、今回の事態は従来とは全く異なります。緑地・公園がマイナスとなったことで、最も明確な増設目標値が浮上、少なくとも年度内には失地回復せねばなりません。この危機を共有する事こそ解決への大事な第一歩となります。

(1) 地権者との交渉にあたってどのような取組み努力をされたのか、概要を公表して下さい

(担当：公園緑地課)

交渉に当たりましては、用地購入の提示額及び購入代金の支払い時期を主な内容として、市として買取りの意志があることや税の優遇措置等も示しながら交渉を進めてまいりました。相手方の要求に対し、行政としてその時点で考えられる最大限の努力を行ってまいりましたことを御理解いただければと思います。

(2) 5月15日「説明会」で表明された以下の諸点について

- ア 建設部公園緑地課の権限を越えた領域での手続き上の主要な問題点は何だったか
- イ 問題解決の為に市政執行上の仕組みはどうあるべきだったか
- ウ 今後の取組方針等について提言できることは何か
- エ クラスター対策に関するポリシーを明確にするにはどうすれば良いか
- オ 庁内横断的なプロジェクト編成を構築する為にはどのように取り組めば良いのか
- カ 基金創設など臨機応変な対応が可能な抜本的制度を設けることは可能かどうか

(担当：公園緑地課)

前問でお答えしましたように、市としてはその時点での最大限の努力を行ってまいりました。

借地に当たりましては、地権者の御厚意によるところが大きく、また、個人としての御都合も考えられますことから、公園として継続させていくためにも、地域の皆様の強い御要望をお伝えしつつ、地権者へのお願いを重ねていくようにしてまいります。

また、今回の件をきっかけとして、クラスター地区における空地の確保に当たりましては、関係部局と連携し、横断的に取り組んでいくことの必要性を改めて認識したところでございます。

公園をはじめとした空地の確保につきましては、引き続き関係部局と連携し、横断的な取組方法も含めた仕組みづくりを研究してまいりたいと考えております。

(3) 現段階での進捗状況を報告して下さい。

(担当：公園緑地課)

現段階では具体的に御報告できる状況にはございません。今後の進捗によりお話しできる段階と

なりましたら改めて自治会に御報告し、その後の具体的な取組等について御相談をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。

22. 海岸の環境整備について（松浪一丁目自治会）

かつて海岸には、飛砂防止のため、柵が設けられていたが今は柵がほとんど朽ち果てボロボロで砂に埋もれてしまっている。又、柵に沿って海へ降りられる通路があちこちにあったが、これも今は砂で埋もれてしまっている。市は対策を講じる予定はあるのか。

（担当：農業水産課）

茅ヶ崎市域の海岸管理は、漁港区域（茅ヶ崎漁港西側広場からサザンビーチがさきまで）を除き、神奈川県藤沢土木事務所が行っており、鎌倉市から茅ヶ崎市までの約17.5キロメートルの海岸を管理しております。

御指摘にございます海岸線の飛砂防止用の砂防柵は、神奈川県藤沢土木事務所が設置・管理しており、老朽化の状態や台風等の災害による破損状態により判断し、サイクリングロードに飛砂の影響があるところから修繕を実施しているとのことでございます。

また、通路の堆積砂につきましては、サイクリングロード上の堆積砂は除去しておりますが、サイクリングロードより海岸側に関しては、海岸侵食抑止の効果があるため除去しないとのことでございます。

今後も海岸の利便性向上と魅力ある海岸の整備推進について、状況に応じた対応を神奈川県藤沢土木事務所に要望してまいります。

23. 小和田公民館の耐震化工事の進捗について（担当：松浪二丁目自治会）

小和田公民館は、松浪地区では唯一の公民館であり、地域住民の活動の場となっている。5月14日に開催された「おもしろいいっぱい遊び空間」には140名以上の小学生が参加している。又シニア世代のサークル活動や自治会の定例会等の会場として無くてはならないスペースとなっている。そのため年間の利用者数は平成26年度の場合65,665人と多く、近隣の公民館の中では最も利用者数が多いと聞いている。1980年に設置され36年経過しており、トイレや空調設備等も古くなり、また床や壁紙も老朽化し快適な空間とは言い難い。茅ヶ崎市の2016年茅ヶ崎市耐震改修促進計画の中で、公共建物の耐震化率の目標として『2020年の公共建築物の耐震化率の目標は100%とします』とうたっている。

小和田公民館I's値（構造耐震化指標）は0.67と聞いているが、残念ながら、『茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画』の中では耐震化工事の予算が付いていない。

今後の進捗についてあらためて下記の三点について回答を頂きたい。

（1）第3次計画で予算化されなかった理由

（担当：企画経営課、社会教育課）

小和田公民館のI's値（構造耐震指標）は0.67となっており、耐震の課題や施設の老朽化など厳しい状況であると認識しているところです。そのような中で、「茅ヶ崎市総合計画第3次実施

計画」期間中では、市民文化会館など、より耐震工事が必要な公共施設を優先的に予算化した状況であります。小和田公民館の耐震改修につきましては、現在策定中の「公共施設・再編計画（改訂版）（素案）」と整合を図りながら調整を図ってまいります。

また、快適に御利用いただけるよう、その他施設の修繕や備品の入れ替え等につきましては、予算の範囲内において隨時必要に応じて対応していきたいと考えております。

（2）I s 値の低い順に耐震化を進めると聞いているが、小和田公民館は茅ヶ崎市内の公共施設の中でどの程度の危険な建築物としてランクされているのか。

（担当：施設再編整備課）

耐震化が必要とされている公共施設の再整備につきましては、平成25年3月策定の「公共施設整備・再編計画（改訂版）」において、I s 値の低い順から整備を行っております。

「茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画」では、平成29・30年度に、福祉会館（I s 値0.38）、海岸青少年会館（I s 値0.41：解体済み）複合施設建設、市民文化会館の耐震改修工事（I s 値0.44）、平成30年度には、小出支所の耐震改修工事（I s 値0.51）の再整備を行ってまいります。さらに、平成31・32年には、文化資料館移転工事（I s 値0.48）、茅ヶ崎第1駐車場（I s 値0.66）、小和田公民館（I s 値0.67）、と順次整備を行ってまいります。現在、これらの事業を整理し、「公共施設整備・再編計画（改訂版）」の策定を行っている状況です。

（3）茅ヶ崎市として、I s 値（構造耐震化指標）は0.67の建物の危険度をどのように認識しているか。

（担当：施設再編整備課）

I s 値（構造耐震指標）とは、建築物の耐震性能（地震に対する安全性）を示す指標で、値が大きいほど耐震性能が高くなります。耐震改修促進法や昭和56年の建築基準法改正以降の強化された新耐震基準で必要としている耐震性能は0.6以上ですが、応急対策活動の拠点となる公共施設には、耐震安全性を高めるため、0.75（0.6×1.25）以上の耐震性能を確保することが求められております。これに基づき、市では公共施設の耐震改修後のI s 値の目標を0.75以上としております。

小和田公民館のI s 値については、0.67と0.6以上となっており、大地震により構造体の部分的な損傷は生じますが、建築物全体の耐力の低下は著しくなく、人命の安全確保が図られるものと判断いたしますが、応急対策活動の拠点としての耐震安全性を確保するため再整備を行ってまいります。

（4）2019年度以降の実施計画について現時点で確定している情報について開示していただきたい。

（担当：施設再編整備課、企画経営課）

小和田公民館の耐震改修につきましては、現在策定中の「公共施設整備・再編計画（改訂版）（素

案)」の中で、平成31年度に耐震改修設計、平成32年度に耐震改修工事を行うこととしております。平成30年度以降の「茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画」については、平成29年度に策定されるため現時点での情報はありませんが、平成32年度に耐震改修工事を行うように調整してまいります。

24. 緑化環境について（美住町自治会）

「まちに緑を」。「大きな土地はマンションに戸建の小住宅密集に変わる」、風景は恒常的になった。「茅ヶ崎に住みたい族」は増えており、Welcomeでしょうか？、同時に緑を増やす政策を取り入れてもらいたい。緑地は、火災クラスターを緩和させます。小公園で良いですから緑地を増やしてもらいたい。また、戸建建築に植木をプレゼントするのではなく、建築設計・工事者に植栽を勧奨するか義務付けてもらいたい。

(担当：景観みどり課、公園緑地課)

美住町地区におきましては、平成27年度に地区内の現地調査を行いましたが、公園、緑地としての利用が想定できる箇所が非常に少なく、候補地としては5か所となった状況がございました。

しかしながら、現状、駐車場として活用されている、又は畠地が売却予定であるなどの状況により、最終的には1か所のみが可能性として残りましたが、地権者の御了解をいただけなかった経過がございます。

このようなことから、緑地を増やすことは非常に厳しい状況でございますが、地区内に小さな公園が1か所あるのみといった現状からも、借地として用地確保の可能性があれば市としても早急に対応してまいりたいと考えておりますので、地域の皆様からも情報を寄せいただけますよう御協力をお願いいたします。

植栽の義務付けにつきましては、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」において、特定開発事業（8戸以上の共同住宅もしくは敷地面積500平方メートル以上の共同住宅）で15パーセント以上の緑化を義務付けています。また、対象とならない戸建建築等におきましても、緑化を推進するために記念樹配布事業を実施しております。なお、現在、同条例の見直しを行っており、対象となる特定開発事業を拡大することを検討しております。

25. 茅ヶ崎市の海岸線の改善策は？（美住町自治会）

市の少ない観光資源の1つである、湘南の海、その砂浜が減少し海岸線が半世紀前と比較し20mも後退しており、特にここ数年の減り方は激しく地引網も難しくなっています。防潮堤、川の流れの誘導等々の誤りではないのか。又、今後の対策案は。

(担当：農業水産課)

茅ヶ崎海岸は、主に相模川から供給された土砂により長い年月かけて形成されてきた砂浜海岸ですが、相模ダムや堤防等の治水・利水のための施設が整備されたこと、戦後復興期から高度成長期にかけて建設資材に使うため中流域で大量に砂利を採取したこと、流域の都市開発や下水道整備等の様々な要因により相模川からの流出土砂が大幅に減少し、昭和40年代から茅ヶ崎海岸の侵食が

進行しました。また、茅ヶ崎漁港や突堤等の海岸構造物により沿岸漂砂が抑制されたことも要因となっております。茅ヶ崎では、柳島海岸、中海岸、菱沼海岸で砂浜が減少し、特に中海岸地区の海岸は、昭和30年からの50年間で汀線が約50メートル後退した海岸侵食の顕著な箇所です。

こうした状況を踏まえ、神奈川県では沿岸防護のため、構造物を建設するのではなく、侵食が進行している箇所に土砂を投入する「養浜」という手法により海岸侵食防止対策を実施しております。

養浜事業の実施に当たっては、茅ヶ崎市漁業協同組合、海岸地区自治会連合会、中海岸自治会、茅ヶ崎市サーフィン業組合等、海岸に関係する全22団体が委員となった「茅ヶ崎中海岸侵食対策協議会」を設立し、様々な視点から毎年継続的な協議を重ね、協議結果を事業に反映させながら実施しております。

事業実施は柳島地区、中海岸地区、菱沼地区を対象として平成18年度から実施しており、柳島地区に年間5,000立方メートル、中海岸地区に年間30,000立方メートル、菱沼地区に年間10,000立方メートルの土砂を投入しております。その効果により中海岸地区では砂浜の地盤高が高くなるとともに、砂浜が回復しつつあります。

一方、ヘッドランド東側の浜須賀海岸では近年侵食が激しくなっております。事業主である神奈川県藤沢土木事務所なぎさ港湾課もそのことを認識し、侵食が激しい箇所を重点的に養浜していただける旨を確認しております。

投入する土砂は相模ダムから浚渫した土及び茅ヶ崎漁港西側に堆積した砂を粒径や含有物等の検査を行ったうえで養浜材として投入しております。ダムの浚渫土は、粒の大きさや化学物質含有量などの検査をし、基準を満たしたものだけを用いています。

さらに、養浜が与える海岸環境への影響を科学的に検証するため、専門機関による環境・生物調査を実施しており、この調査においては、養浜事業が環境・生物に与える影響は見られないとの結果が示されております。

また、山・川・海の連続性を考慮し、平成27年度に策定した「相模川流砂系総合土砂管理計画」では、ダム浚渫土砂を海岸に運搬するのではなく、相模川中流に置き砂し、川の自然の流れに任せ、海にまで流す計画を立てております。

この対策により短期的には柳島地区で実施している維持養浜量の軽減、中長期的には継続養浜の解消を目指しております。

今後も、現状を確認しつつ、県との協議を踏まえ、状況に応じた養浜を実施していただけるよう、県に要望してまいります。

また、海岸の状況については、市でも確認をしてまいりますが、地域の皆様からの情報をいただければ、神奈川県へ情報を伝えてまいります。

【子ども育成分野】

26. 「子どもの貧困」と中学校の給食化などの対策について（浜竹一丁目自治会）

現在、我が国の「子どもの貧困率」は16.3%、6人に1人が貧困の状況にあり、実数で328万人にもおよぶ子供達が貧困に苦しんでいることになる。これはOECD加盟国（34カ国）の

うち貧困率が11番目に高い。

これまで社会保障制度による福祉への拠出が高齢者に極端に偏っていたことが、子供の貧困率を押し上げてきた要因といえる。当然、これからも高齢者への福祉が重要なことに変わりはないが、その高齢者を将来支えてもらわなければならぬ子供達への支援が、いまこそ重要になっていないだろうか。

国なども生活保護を主にした貧困世帯への支援制度がある。また、茅ヶ崎市でも生活保護受給世帯自立支援の一環として、「子ども健全育成推進事業」を実施、加えて小・中学校就学援助制度（学校生活にかかる費用の一部を援助）もしている。しかし、こうした制度が十分に機能しているのだろうか。

現実に成長段階にある小・中学生の子ども達の中には食事を満足に取れない子供たちがいるといわれている。給食のある小学校では学校給食だけが唯一の食事になっている子もいるといわれているが、茅ヶ崎は中学校がまだ給食化されていないため、そうした小学生が中学校ではまともな食事を取れないということになる。

ただ、こうした実態を把握するのは、家庭や子供達にもプライドがあり、かなり難しいことも事実である。しかし、行政として本当に支援のための政策を考えるのであれば、その実態を把握する必要があるのでないだろうか。

（1）「子どもの貧困」対策に取り組むための実態把握は如何に

（担当：子育て支援課、生活支援課、学務課）

子どもの貧困対策につきましては、個人情報の観点や、対象世帯が多いことから、実態把握が難しい部分ではありますが、適切な支援や対策を検討していく上でその方法を確立する必要性は高いと考えております。

平成24年の厚生労働省の調査によると、ひとり親家庭の子どもの貧困率は54.6パーセントと、ひとり親家庭のうち半数以上が貧困となり、先進国の中でも最低の水準となっております。現在、本市のひとり親家庭に対しての制度としては、児童扶養手当や医療費の助成等があり、その中で手当・医療費の助成を受けられている方に対しては、新規申請時や現況届を毎年提出していただく際に世帯の状況や収入等についての聴き取りを行い、ひとり親家庭の生活状況の把握に努めています。

その他、生活保護制度や就学援助制度など、複数の課で子どもがいる世帯に収入の基準に合った経済的支援を行っております。今後、ひとり親家庭への支援と同様、それぞれの制度の中で一律的な情報の収集だけではなく、対象者の細かい状況を確認して聴き取りを行っていくことで、貧困世帯の把握が可能になると考えます。

しかしながら、子どもの貧困対策を検討していく上で、それぞれの制度で把握しているだけでは限界があるため、関係部局での連携を密にし、全体的な把握に努めていくほか、より効果的な手法の構築を検討していきたいと考えております。

（2）中学校の給食化については

(担当：学務課)

中学校の給食につきましては、運動量や体格の違いにより食事量も個人差が大きくなる時期であるため、一人一人に応じた食事量や内容とすることが可能な家庭からの弁当が好ましいと考え、茅ヶ崎市では、家庭からの弁当とミルク給食を実施しております。

学校給食の最優先課題として、現在、共同調理場から配達している小和田小学校や今宿小学校における自校式調理場建設に取り組んでいることから、中学校での完全給食の実施は考えておりません。

しかしながら、児童・生徒の置かれた様々な家庭環境の中では、食について課題を抱えている御家庭もあると考えております。現在、生活保護費や就学援助の制度より、小学生につきましては給食費の実費額を、中学生につきましてはミルク給食に係る費用を支給しております。

また、保護者の仕事の都合や体調不良等で、家庭において弁当がつくれない場合の補完として、市内の2つの中学校で弁当販売をしており、今後においては、弁当販売について試行を重ねるとともに検証を行い、家庭で弁当が作れない日にも、生徒がしっかりと昼食をとることができる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

(3) 市が実施している中学生対象の「無料塾」がある。これは生活保護家庭など生活困窮者を対象にしているが、まだ1カ所しかない。対象についても母子家庭などに拡大すると同時に開設場所をもっと増やすことは出来ないのか。そして、勉強だけではなく、時には食事会も開催してまとまな食事を取れるようにしてあげる事も考えられないか。

(担当：生活支援課)

子ども健全育成推進事業につきましては、平成24年6月より生活保護受給世帯の中学生を対象に学習支援を実施し、平成25年度以降は中学2年生及び3年生に対象を拡大し実施してまいりました。平成27年度からは生活困窮者自立支援法に基づく事業に位置づけられたため、生活保護受給世帯の子どもたちだけではなく、生活困窮者世帯の中学生及び3年生に対しても支援ができるようになりました。また、より多くの子どもを受け入れ、早期からの学習支援ができるよう、平成28年度からは対象学年を中学校全学年に拡大し実施しておりますが、本事業の対象者は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護受給者及び生活困窮者と規定されているため、これらに該当しない母子家庭等への支援はできない状況となっております。

本事業の実施につきましては、文教大学の教授で臨床心理士の資格を所持する理事長をはじめとして、元教員や現役の教員、文教大学で教職課程を履修している学生等で構成されているNPO法人に委託し、参加者の学習の進み具合や個々の性格を考慮したマンツーマン型の支援を行うとともに子どもの居場所作りとしての役割を担っております。

御質問にありましたとおり、複数箇所での開催は利便性の向上という観点では有効な手段であるとは認識しておりますが、本事業への参加を望んでいる子どもの人数及び支援体制の維持並びにNPO法人の受け入れ態勢等を考えますと、現時点では難しいと考えております。

また、本事業は国が定めた「生活困窮者自立支援事業」の一環である「生活困窮世帯の子どもに

に対する学習支援事業」として位置づけられており、これは生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援、居場所の提供や進路相談等を行う事業になります。そのため、御提案がありました、対象を母子家庭に拡大すること及び食事会開催につきましては、現在の枠組みにおいての実施は困難であり、さらにNPO法人の支援体制の維持、受け入れ体制等状況からも同様に難しいものと考えます。

しかしながら、地域におきまして平成28年度に同様の事業を実施している事例もあり、各地区で設立されているまちぢから協議会が事業を提案することで、市から必要な支援を受け、事業を実施することができますので、参考までに申し添えておきます。

(4)川崎市内に「フードバンクかわさき」というNPO活動団体が存在し、フードバンク活動を行っています。フードバンクとは、食品加工工場をはじめ輸入業者、卸業者、スーパー、農家、個人などから、まだ充分食べられるにも関わらず、さまざまな理由で廃棄される食品を取り、これらの食料を必要としている福祉施設や児童養護施設の子どもたちの元に食品を届ける活動です。

茅ヶ崎市においても同様のNPO活動団体が活動した場合、行政として活動団体を支援する制度はないのでしょうか。

また、生活保護を受けている方などの子どもの貧困問題を考えた場合、行政からの支援はないのでしょうか。

(担当：生活支援課、市民自治推進課)

本市では、平成17年1月に創設した「茅ヶ崎市市民活動推進基金(愛称:市民活動げんき基金)」を財源に、市民の皆様の自主的で公益的な市民活動を財政的に支援する、市民活動推進補助制度(市民活動げんき基金補助制度)を実施しております。

市民活動げんき基金補助制度は、市民活動団体の皆様が実施する公益的な事業のうち、補助金の交付を希望する事業企画について、附属機関である茅ヶ崎市市民活動推進委員会が実施する公開プレゼンテーションによる審査、評価を踏まえて、予算の範囲で補助事業を決定する仕組みとなっております。

御質問いただきました、「同様のNPO活動団体が本市で活動した場合の支援」につきましても、市民活動げんき基金補助制度の対象になると考えられます。

なお、生活保護受給者や生活困窮者におけるフードバンクの利用につきましては、やむを得ない理由により緊急的に食料が必要と判断される場合には、民間団体が運営しているフードバンクの利用を促し、安定した生活を送ることができるよう支援を行っております。

27. 小学校・中学校の支援級のあり方について（浜竹一丁目自治会）

各学校に支援級を設け、所属を普通級として、子どもの発達状況に応じて教科ごとに必要に応じて別室で指導を受けるという体制にすることはできないものだろうか。

障がいのある友達がクラスにいることで、発達に心配のない子どもも成長できる場面は多々あると

思われる。小学生のうちから色々な状況の子どもが共に学ぶことにより、色々な発達段階の子どもがいること、色々な特性を持った子がいることを自然と理解することができ、優しく接すること、思いやりの心、教えあうこと、手助けしてあげること・・・など、授業では学べないことを自ら学べる機会となるのではないかと考える。

これは費用面、施設面だけではなく、さまざまな面から検討する必要があると思われるが、こういったことを検討していくことはできないのか。

中学校の支援級では、教科を勉強するというよりも一人で生きていくための術を教えることにポイントを置いていると聞いたことがある。

支援級に在籍する子どもの事情はさまざまである。

勉強は普通級で問題なくついていける子でも、人とうまくコミュニケーションが取れないという特性のために支援級に在籍することになった子もいる。

それまで連立方程式を勉強していたのに支援級に移ったら小学校の算数に戻ってしまった、調理実習といつても一人でカップラーメンが食べられるようになるという内容であった、普通級ではしない学校周辺の掃除を支援級の子だけにやらせるのは納得がいかない、という話を聞いた。勉強も小学校に逆戻りで新たに学ぶ内容はなく、一人で食事の支度ができる子が学校ではカップラーメンの作り方を教わるといった状況は、子どもの学ぶ機会を奪う結果となっている。

今は普通級に在籍が難しい子は、支援級にしか居場所がないが、支援級でももう少し子どもの発達に合わせた対応はできないものだろうか？

(担当：学校教育指導課)

特別支援学級の増設につきましては、「茅ヶ崎市総合計画」10年間の早い段階で、まず半数の学校に開設することを目指しております、現在、市内の特別支援学級は小学校に9校、中学校に7校開設しており、全32校のうち半数の16校にございます。

増設に当たりましては、「特別支援学級増設検討委員会」等の場で検討を重ね、特別な配慮を必要とする児童・生徒の状況や通学距離、学校施設の使用状況等を把握するとともに、児童・生徒同士の学び合いや社会性を育むための集団活動や個別指導・支援が実施できるように、特別支援学級の規模の適正化を図りながら、教育環境を整えてまいりました。今後も同委員会で総合的に判断しながら特別支援学級の増設について検討してまいりたいと考えております

特別支援学級では、一人一人の児童・生徒の実情にあった教育課程の編成が認められており、個別指導計画を作成し、障害の状態や発達段階等に応じて、指導内容の精選や指導方法の工夫を行っております。具体的には、個別指導や通常級への交流授業を実施しており、現在、交流先の学級で複数の教科の授業を受けている例もございます。

また、特別支援学級におきましては、障害のある児童・生徒の自立や社会参加を目指していくための自立活動の指導を子どもたちの実態に合わせて行っております。具体例として、自分たちで育てた野菜を職員室で売り、買い物に行きお金の使い方を学んだり、バランスボールを使って体の使い方を知るフィジカルトレーニング等を行っております。

教育委員会といたしましては、今後も障害の有無にかかわらず、全ての児童・生徒に学習を保障

することができるよう、多様な学びの場の設定をしていくとともに、国や神奈川県が推進するインクルーシブ教育システム構築に向けた動きを踏まえながら、より良い特別支援教育の在り方を研究してまいります。

28. 子ども子育て支援（美住町自治会）

待機児童数が昨年度に続いて県下ワースト1位。人口一人当たり換算では更に悪化する。前年度に比べて減少しているとはいえた時に、市の政策は子育て支援への投資が少ない。政策体系別取り組みでは、子育てが9～10%の予算となっているがその中には関係施設の耐震補強事業、市民文化会館再整備事業、柳島スポーツ公園整備事業等が含まれており、直接子育て支援に係る予算が少ない。小児医療の対象年齢も小学3年生まで他市に比べて見劣りがする。更に、中学校給食は「子どもの貧困対策」の視点で実施すべきで、医療費助成と併せてどの市町村も同一水準で補助が受けられるべきとするのは、言い訳に過ぎない。

（1）待機児童の削減は、「茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画」でも掲げられているが、目標は未達成になっている。どのようにP D C Aを回しているのか疑問。具体的な解決策は？

参考：神奈川県待機児童数ワースト1位～10位

1位：茅ヶ崎市…89人、2位：藤沢市…55人、3位…伊勢原市…47人、4位：鎌倉市…44人、4位：綾瀬市…44人、6位座間市…43人、7位：海老名市…27人、8位：小田原市…22人、9位：横須賀市…19人、9位：逗子市…19人

（担当：保育課）

御指摘のとおり、本市は待機児童が多く、その解消は市の喫緊の課題であると認識しております。待機児童対策といたしましては、平成27年度においても保育所等の整備を進め、保育所等13園の新設等により定員が498人増加いたしました。しかしながら、共働き世帯の増加等によって入園申込者も増加しており、平成28年4月現在の待機児童数は、4年連続で減少したものの89人となっており、依然として多い状況が続いている状況です。

平成28年度の対策といたしましては、待機児童の8割以上が3歳未満の低年齢児となっていることから、3歳未満の児童を対象とした小規模保育事業の整備を重点的に進めてまいります。また、3歳以上の児童対策については、認定こども園への移行など既存施設の活用を柱として、効果的な対策に取り組んでまいります。さらに、保護者のニーズを的確に把握し、よりきめ細かい入園支援ができるよう、保育コンシェルジュの配置を検討してまいります。

平成27年3月に策定した「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」では、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成30年4月での待機児童解消を掲げており、早期に待機児童解消が達成できるよう取組を進めてまいります。

【その他分野】

29. 消防署小和田出張所跡地の活用について（松浪二丁目）

平成26年度市民集会の質問事項として『消防署小和田出張所跡地の活用について（松浪2丁目）

自治会)』の質問をしたが活用は未定であるとの回答を得ている。更に、平成27年度市民集会の席で、小和田出張所跡地の活用について、『茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画(採択素案)』の41ページ【施設目標30消防業務を円滑に実施するための体制を整備するに関する主な事業(消防総務課)】の項目に『庁舎建設工事を行い、使用開始後、旧庁舎の解体・用地売却を行います』と記載されていたが、当日の市民集会の席で、この件に関してはご指摘いただきましたとおり、記載内容は当方のミスであり、この場をお借りしましてお詫びしたいと思思いますとの回答を得ている。その後の議事録によると『今後の進め方について、今日、まだ具体的な部分についてはスケジュール的には持ち合わせていないのですが、自治会長さん等と、これからお伺いしまして、また詳細に進めていきたいと思います。』と記載されている。

しかしながら、その後約1年経過するが全く相談も無く、建設工事に関しては進められており、2017年度当初より使用開始と聞いている。

改めて、今後の跡地活用についてお聞きしたい。

尚、松浪2丁目自治会としては下記の要望をしたい。

- ・当松浪地区は、県下でもトップクラスのクラスター地区で、災害により火災が発生した場合、人命財産への甚大な被害が想定される。
- ・延焼を防止するためには出来る限り空き地を確保する必要がある。
- ・大災害による被害を少なくする観点からも跡地を公園として残し、住民の福祉のために活用する方向で取り組まれたい。

(担当：施設再編整備課、企画経営課)

消防署小和田出張所跡地の活用につきましては、「茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画」(以下「実施計画」という。)において平成29年度に現在建設中の新しい出張所へ移転した後、平成30年度に用地整理を行うこととなっております。

一方、本市の公共施設の多くが昭和40年代から50年度にかけて整備されており、耐震性能の課題が多い公共施設の再整備について「公共施設整備・再編計画(改訂版)」(以下「再編計画」という。)により実施を行っているところです。

再編計画の基本的な考え方といたしましては、公共施設の整備・再編の推進と政策課題の解決のため、市内における未利用地の公有地の有効的な利活用の方針を示すとともに、施設を廃止した跡地及び小規模な市有地については売却を行うこととなっております。

また、再編計画に掲げられている事業の実施にあたりましては、実施計画に位置づけ、実施していくこととなっており、現在、実施計画の策定に合わせて再編計画の見直しを行っているところでございます。

当該地につきましては、この再編計画の基本的な考え方を踏まえ、実施計画の平成30年度における用地整理までの期間において地域の皆様との継続的な協議を行い、当該地の有効な利活用の方針を検討してまいりたいと考えております。

30. 財政・条例(美住町自治会)

(1) 市の財政

一般会計における市債は約10%近くになっている。また、市債残高はH26年度末で約¥492.5億。道の駅、柳島スポーツ公園等々ハコモノへの予算が多く、今後の維持管理を考慮すると市の財政は改善どころか悪化すると思われる。将来の世代に借金を多く残す事は、子育て支援にも逆行する。具体的完全策はどうなっているのか？どの予算を減少させどこに重点をシフトし市債発行をいつ辞めて、借金を毎年減らしていくのはいつから等の具体策は？

(担当：財政課)

市債につきましては、公共施設整備・再編や都市基盤整備等、大型プロジェクトを実施するため一時的に多額の事業費が必要となることから、本市における単年の市税等の自主財源だけでの対応は困難であり、市税等を補完する重要な財源のひとつであると考えております。

市債の発行につきましては、その返済を長期間分割して行うことによって財政負担の平準化を図り、さらには長期にわたって使用される公共施設等から便益を受ける次世代の方々にも市債の償還金という形で事業費を公平に負担していただく機能も有しております。今後も必要に応じて地方債制度を有効に活用していくことは重要であると考えております。

一方で、過去の元利償還金の支払いに要する経費である公債費は、人件費や扶助費とともに義務的な経費であることから、限られた財源の中で行政サービスを行う地方公共団体にとって、過度な市債の発行は、後年度の財政を圧迫する要因になることも事実でございます。今後、公共施設整備・再編事業等の進捗により一時的に市債発行額が増加し、一時的に償還額を上回りますが、次世代の財政負担が過大とならないよう実質公債費比率を始めとした財政指標に留意し、慎重かつ計画的な活用をしてまいりたいと考えております。

また、本市は現在自治体財政の健全化を示す4つの健全化判断比率の基準をクリアしており、健全な財政運営がなされているところでございます。

今後につきましては、「茅ヶ崎市総合計画第3次実施計画」に位置づけられた事業を着実に推進し、市民サービスを継続的に実施していくため、更なる財源確保や事業の精査による経費の削減等、経営感覚を持った行政運営が不可欠と考えております。

なお、平成26年度決算ベースでの一般会計の市債残高は約485億円であり、うち国の財源保障がされている臨時財政対策債は約259億円となっており、上記で説明した事業債の残高は約226億円と、10年前の約2分の1となっております。

※臨時財政対策費とは、本来ならば国が地方交付税として「現金」で用意すべきものを、国の財政状況が厳しいため、各地方公共団体がそれぞれ借り入れをすることで不足分を確保し、後年度、その元金と利子の返済に対しては、国が地方交付税で措置することとなっているものです。

(2) 住民投票条例の制定について

「茅ヶ崎ゴルフ場の利活用基本方針」に沿って県は開発を進めようとしている。広域避難場所でもあるゴルフ場は地域住民にとって緑豊かな憩いの場でもある。避難対象となる地域住民の声は全く反映されていないと思われる。

また、市北部の人たちにとっては他人事の案件。そこで直接民意を聞く住民投票について、「住民投票に関する手続きを定める条例」を制定すべき。

(担当：行政総務課、企画経営課)

本市におきましても、地方自治法の規定に基づき、必要に応じて条例を制定することにより、住民投票を実施することができます。

茅ヶ崎ゴルフ場につきましては、湘南海岸の魅力向上や当該地域の活性化はもとより、当該地の防災上の機能や緑への配慮などにつきまして、平成27年6月末に実施した意見交換会やホームページによるアンケートを実施するとともに、「茅ヶ崎ゴルフ場の利活用基本方針」の策定に際しパブリックコメントを実施し、多くの御意見をいただきております。また、その他にも多くの御意見・御要望をいただきしております、これら全ての御意見は本市が踏まえる事項として捉え、協議を進めております。

そうした中、土地所有者である神奈川県及び民間事業者により、優先交渉権者が選定され、これから具体的な土地利用計画が進んでまいります。

今後におきましても、当該地の利活用に際し、事業者募集要項に明示された必須事項の実現はもちろん、広域避難場所の機能の確保や周辺住環境への影響の低減などについて、地域の方々の御意見を踏まえ、土地所有者及び優先交渉権者とともに調整を行ってまいります。

(事務担当 市民相談課市民相談担当)

受付No.375